

# フィリップ4世の貨幣革命

小 梁 吉 章

はじめに

アメリカ・クリントン政権で財務長官を務めたサマーズ教授(1954-)は最近、雑誌に論文を掲載し、「現代貨幣理論」(MMT)は財政不足を増税によって補填するのではなく、紙幣の増刷によって賄うサプライ・サイド重視の「ヴァードゥー・エコノミクス」であって、経済を弱体化させる理論であると批判している。同教授はその根拠を三点挙げ、その一つとして「現代貨幣理論」は「閉鎖経済」(*l'économie fermée*)を想定しているが、現実には貨幣流通量が増加した通貨の為替相場は暴落し、インフレーションを招来するとしている<sup>(1)</sup>。国内の生産能力やサプライチェーンなどが未成熟な開発途上国が自国貨幣を乱発すれば、ハイパーインフレになることは目に見えている<sup>(2)</sup>。

- 
- (1) サマーズ教授は、現代貨幣理論に対する批判の根拠を、第一にマネー・ストックの増加は財政にとって支払利息の増加につながり財政負担が増えること、第二にエマージング・マーケットに見られるように貨幣の増加はハイパー・インフレを招来すること、第三に閉鎖経済の想定自体に無理があることを挙げている。さらに貨幣流通量の増加による景気浮揚の例として、それぞれ1991年、1998年に就任したミッテラン、シュレーダーの両政権もその放棄を余儀なくされたとしている (Lawrence H. Summers, *Recette pour un désastre: La gauche et la théorie monétaire moderne*, in: *Commentaire*, no. 171, Automne 2020, pp. 672-674)。
- (2) ノーベル経済学賞受賞者アレ教授(1911-2020)は1998年の論文「為替取引のグローバル化」で「開発途上国が為替取引を自由化することは食料の安定供給と産業の発展に脅威を与える」としているが、そのとおりである (Maurice Allais, *La mondialisation des échanges*, in: *Commentaire*, no. 171, Automne 2020, p. 524)。

同教授の説を逆転させると、つまり「閉鎖経済」であれば貨幣流通量を増加させても、相場下落にもインフレにも影響することはなく、財政不足を解決する有効な手段になりうることになる。しかしグローバル・エコノミーのこの現代に一国の経済が閉鎖状態にあることを想定することには無理がある。

現代にこのモデルを求めるのは不可能であるが、過去をたどると「閉鎖経済」の時代に経済の実需に合わせて貨幣を増加させ、経済活動を活性化させた好例がある。13世紀末のフランス・カペ朝の王フィリップ4世 (Philippe IV, Philippe le Bel, 1268-1314, 在位：1285-1314) の貨幣政策である。

もとより中世のことであるから国際的な経済統計に頼るわけにはいかない。したがってこの王の貨幣政策に対するアプローチは別の資料に依らざるを得ない。幸い、この王の貨幣政策については近世以降、かなりの論評がある。本稿ではこの王が発した王令 (Ordonnances) と論評に基づいて、王がなぜ貨幣の増発政策をとったのか、その結果はどうであったのか、その政策の理論基盤は何だったのか、法制史の観点から取り上げることにする。

## 1 フィリップ4世は「贋金作り」か

フィリップ4世は父王フィリップ3世 (Philippe III, le Hardi, 1245-1285, 在位：1270-1285) の没後1285年に17歳で王位に就き、さっそく翌年1286年6月1日に貨幣の種類を法定する王令を定めた<sup>(3)</sup>。その後も1295年5月に新貨幣による損失の補償王令、1302年8月に貨幣鑄造のための銀食器供出命令、1303年春には貴金属の輸出禁止命令などを発し、亡くなる前年の1313年6

---

(3) ドゥ・ソルシ教授は、フランソワ1世 (François Ier, 1494-1547, 在位：1515-1547) の時代に造幣総務官であったドゥ・ロチエ (Philippe de Lotier) が残した文書 (Registre de Lotier) にこの王令が記載され、この文書は失われたと書いている (Félicien De Sauley, Philippe-le-Bel a-t-il mérité le surnom de roi faux-monnaieur ? In: *Bibliothèque de l'école des chartes*, 1876, Tome 37, p. 148)。1550年の手書文書 (Évaluation des monnoyes d'or et d'argent étrangères, 1550) に記述があるようである。

月にも支払貨幣王令を発し、貨幣自体とその鑄造に関する王令は数多い<sup>(4)</sup>。この王は29年にわたる統治の間に400件を超える王令(ordonnances)を発したとされているが<sup>(5)</sup>、歴史学者ドゥ・ソルシ教授(1807-1880)は即位から没年の1314年8月25日までの30件余の貨幣王令を詳細に検討している<sup>(6)</sup>。

もとよりこの王以前にも貨幣王令は発せられていた。フィリップ4世の祖父ルイ9世(Louis IX, Saint Louis, 1214-1270, 在位:1226-1270)は1262年、1265年に貨幣王令を発し、1265年にはイングランド通貨(efterlins)の流通禁止王令を発したから、フィリップ4世が貨幣王令を多数出したことに不思議はない。しかしこの王が頻繁に貨幣を改鑄し、貨幣の流通量を増やしたので、1303年にローマ教会のある司教は王を「贋金作り」(faux monnayeur)と罵った。王の同時代人である大詩人ダンテ(1265-1321)は『神曲』に「猪に突かれて死すべき者、セーヌ河畔に貨幣を悪鑄し、悲惨を招いた」と書き<sup>(7)</sup>、その後もこの悪評がこの王に付きまとった<sup>(8)</sup>。ヴォルテールさえ「名目上の貨幣価値を高め設定しながら、低質の貨幣を鑄造し、合金を混ぜた。これを要するに『贋金作り』という」と記している<sup>(9)</sup>。

しかしフィリップ4世の統治の間にフランスは人口1,500万人を数えるヨーロッパの最強国になり、首府パリは20万人のヨーロッパ第一の都市に成長したのである。王の周囲には優秀な法学者が揃い、王国の統治体制が整備され、この王を近代国民国家の祖と言う評価もある。この王の貨幣政策は農

---

(4) 王令の本文については、Eusèbe Jacques de Laurière, *Ordonnances des roys de France de la troisième race*, Tome I, 1723, pp. 93, 94, 95, 325, 347, 372, 525 を参照。

(5) Antoine-Claire Thibaut (1765-1854), *Histoire des états généraux et des institutions représentatives en France depuis l'origine de la monarchie jusqu'à 1789*, 1844, p. 54.

(6) Félicien De Sauley, *op. cit.* (note 3).

(7) Dante Alighieri (traduit. Félicité de Laménais), *La Divine Comédie*, 1863, p. 412. 王の性格を疑心暗鬼の権謀術数家、冷酷とする意見もある (Jean Simonde de Sismondi, *Histoire des Français*, Tome IX, 1826, pp. 6, 285)。ダンテは王を「第二のピラト、残忍・強欲」としている (Dante Alighieri, *La Divine Comédie*, 1863, p. 149)。

業生産物中心の封建制から君主主権の貨幣経済に転化するという実需に基づいたものであり、王は単に貨幣の改鑄に終始したのではなく、伝統的な財政手段に加えて貨幣を増加させたのである。

まずフィリップ4世の悪評を払拭しておこう。王を「贋金作り」と罵ったのは、当時の教皇ボニファス8世 (Benedetto Caetani, Boniface VIII, 1235-1303, 在位: 1294-1303)<sup>(10)</sup> が1295年に南仏ラングドック<sup>(11)</sup> にあらたに設けたパミ

---

(8) 17世紀の貴族の古銭学者ル・ブラン (? -1698) は「王は1295年からの16年間、貨幣を劣化させ続け・・・国内に混乱を惹起し」、「隣国との長引く戦闘によって王国財政は枯渇し、歴代の王は資金確保のため貨幣を劣化させる必要があった。貨幣の劣化という手段に即効性はあるが、重大な害をもたらす。フィリップ4世がその先駆者である」と書き (François Le Blanc, *Traité historique des monnoies de France depuis le commencement de la Monarchie jusques à present*, 1690, pp. 60-68), 18世紀初め経済学者ムロン (1675-1738) は著書『交易経済学』の一章をとくにこの王にあて、貨幣の本質を知らず、戦費調達に貨幣鑄造権 (Seigneurie) を悪用し、金属純度を守らずいい加減な貨幣を鑄造したと書き (Jean-François Melon, *Essai politique sur le commerce*, 1734, pp. 176-186), 19世紀の政治家ドレオル (1797-1878) は1837年の講演で「金と銀には一定の価値 (une valeur fixe) があり、貨幣 (les espèces) は法定の重量 (le poids) を守らなければならないが、残念ながらルイ9世後の王はこの原則を守らなかった」、「ルイ9世の貨幣は『良貨』 (bonne aloi) であったが、その後継者はなんども改鑄し、この操作によって (王は) 多大の利益を手に入れた」と書き (André Dréolle, *Quelles révolutions a subies la science financière en France depuis les temps les plus reculés de la monarchie jusqu'à ce jour*, Congrès historique réuni à Paris au nom de l'Institut historique, sept-oct 1837, pp. 88-138), 古銭学者カルチエ教授 (1814-1873) はフィリップ4世が「貨幣価値を上下させ、低質貨幣を鑄造し、不純物を混ぜた。要するに『贋金』 (la fausse monnaie) であり、この操作が惹き起こした騒動のせいで民衆は不幸になった」と書いている (Etienne Cartier, *Lesttre sur l'histoire monétaire de France: Monnoies de la troisième race jusqu'à Charles VI*, In: *Revue numismatique*, Année 1838, pp. 90-109)。1844年5月6日当時のイギリス首相ピール卿 (1788-1850) も講演でイギリスのポンド (Pound) が貨幣単位であると同時に、重量の単位を意味することを述べ、貨幣が金属に結びつくと説明している (Speech of Sir Robert Peel on Bank Charter Acts (6 May 1844), In: Hansard, 3/LXXIV, p. 723 (English Historical Documents, 1833-1874, 1956, p. 261))。

(9) Voltaire, *Essai sur les moeurs et l'esprit des nations*, 1756, Chapitre LXXXIV.

エ司教区 (l'évêché de Pamiers) の初代司教に任じられたセセ司教 (Bernard Saisset, 1232-1311)<sup>(12)</sup> であり、1301年のことである。王に対するこの悪罵は1294年以來の聖職者課税をめぐる王と教皇の対立の一局面であった。聖職者課税をめぐり、王の懐柔を図った教皇は特使 (légat) としてセセを派遣したが、若年の王に冷たくあしらわれたセセが元来の癩癪もちから、パミエに戻って周りの者に不注意に『王は贖金作り』と言いふらし、「先々代のルイ9世は余

---

(10) 教皇ボニファス8世は1230年にローマ近郊のアナーニの名家に生まれ、若くしてボローニャ大学でカノン法を学び、1281年に第189代教皇マルティヌス4世 (Martin IV, 1210-1285, 在位: 1281-1285) により枢機卿に任じられた。1292年4月4日に第191代教皇ニコラウス4世 (Nicolas IV, 1227-1292, 在位: 1288-1292) が亡くなった後、枢機卿の間で後継者について意見がまとまらず、教皇位は2年間空位となり、ようやく1294年7月5日にケレスティヌス5世 (Célestin V, 1209/10-1296) が第192代教皇に選出されたものの、新教皇は当時の懸案フランシスコ派の一部 (Spirituels) との対立を解決することができず、このため枢機卿らが早急な退位を求め、新教皇は同年12月13日に辞職、同月24日に第193代教皇としてボニファス8世が選出された。歴史学者・学士院のマルタン会員 (1810-1883) は、教皇ボニファス8世を厚顔無恥 (infâme) と評し (Henri Martin, *Histoire de France depuis le temps les plus reculés jusqu'en 1789*, Tome V, Nouvelle éd., 1839, p. 88), ムナシュ教授 (1967-) はボニファス8世には近親者を優先し (népotisme), 聖職の売買を (simonie), かつ強欲であると評されたとしている (Sophia Menache, *Un peuple qui a sa demeure à Paris- Boniface VIII et le sentiment national français*, *Francia* 12, 1984, p. 198)。

(11) パミエはそれまでトゥールーズ司教区 (évêché de Toulouse) であった。トゥールーズは11世紀以來、カルカッソヌ伯 (comte de Carcassonne) が有する伯領 (comté de Toulouse) であったが、同伯領は13世紀前半に異端派十字軍 (croisade des albigeois) の攻撃を受け、1229年にモー・パリ条約 (traité de Meaux-Paris) でフランス王に服することになり、さらに1271年に完全に王領化され、伯領は消滅した。

(12) 司教セセは、1232年に南仏トゥールーズの貴族の家庭に生まれ、1267年からパミエ (Pamiers) のサン・タントナン修道院 (l'Abbé de Saint-Antonin) の司祭を務めていた。ボニファス8世により1295年7月23日の教皇教書 (Romanus Pontifex) が発せられ、パミエ司教区が新設され、セセが司教に任じられた (Mgr Jean-Marie Vidal, Bernard Saisset; *Évêque de Pamiers*, In: *Revue des Sciences Religieuses*, Année 1925, no. 5-3, pp. 416-438, Année 1926, No. 6-2, pp. 177-198, No. 6-3, pp. 371-393)。

の孫 (フィリップ4世のこと) の代でカペ朝は滅ぶと予言した」と公言し<sup>(13)</sup>、王を教皇の権限の篡奪者と罵ったのである<sup>(14)</sup>。王の密偵の耳に入り、セセ司教は捕らえられ、同年秋からパリ近郊で審問が行われ、多くの証人が呼ばれ、セセの発言を事実と証言し<sup>(15)</sup>、この悪評が拡散した。

中世封建制の時代には、フランス各地が領主領 (seigneuries) に分かれ、それぞれ一種の閉鎖的経済圏 (autarcie) を形成し<sup>(16)</sup>、封建領主は領地の裁判権、

---

(13) マルタン会員は「セセ司教を特使に選んだことほどの場違いはない。フィリップ4世はボニファス8世が直前にパミエ司教に任命したセセを信用できない人物と見ていた。セセが短気な激情型で、またラングドック地方に親族や有力知己を多数有し、王権の危険人物と懸念した」とし、一方で、フィリップ4世自身も他人の話しをおとなしく聞くような人物でなく、「フィリップ4世はセセの話しには冷ややかで、話し終わるとそのまま立ち去らせた。役人二人にその後を追わせ、1301年5月に、反逆を理由に逮捕することを想定して、セセについての情報収集を命じた」ところ、大声で王を罵倒する発言をしたと書いている (Henri Martin, *op. cit.* (note 10), pp. 88-106)。ルイ9世の予言という話しをブータリク教授も書き (Edgard Boutaric, *La France sous Philippe le Bel: Étude sur les institutions politiques et administratives du Moyen Âge*, 1861, p. 103)、最近もテリ教授が書いている (Julien Théry, *Philippe le Bel, pape en son royaume*, In: *L'histoire*, Sophia Publication, 2004, pp. 14-17)。

(14) Adrien Baillet, *Histoire des démêlez du Pape Boniface V avec Philippe le Bel*, 1718, seconde éd., p. 81.

(15) ヴィダル師によると、1301年7月12日にセセ司教は反逆罪・国王侮辱罪で捕らえられ、同年10月24日からパリ近郊のサンリス城で多数の証人を召喚して審問が始まり、王の近臣の法学者 (les légistes) が告発状を読み上げ、南仏フォア (Foix) の国王代官ベルナル (Roger Bernard) やパミエ近郊の聖職者など23人の証人が証言した (Mgr Jean-Marie Vidal, *Les origines de la province ecclésiastique de Toulouse (1295-1318)*, In: *Annales du Midi: revue archéologique, historique et philologique de la France méridionale*, Année 1926, no. 6-2, pp. 178-198)。ドゥ・ソルシ教授は複数の証人がセセの発言を証言したフィリップ4世の『贖金作り』という悪評はこのときに広まったとしている (Félicien De Saulcy, *op. cit.* (note 3))。王と教皇の対立はその後、一層先鋭化し、1303年にフランス軍が教皇を捕縛するアナーニ事件 (Attenat d'Anagni) が発生し、その後の教皇のアヴィニョン捕囚 (Papauté d'Avignon)、さらにフランスの国家宗教主義 (Gallicanisme) に発展するが、本稿とは直接の関係がない。

行政権、徴税権を掌握するほか貨幣を鑄造した。この貨幣は領主領内でのみ流通した。この領主のなかには地方豪族のほか司教もあり、貨幣の鑄造は主権者の高権 (le droit régalien de battre les monnaies) であったから<sup>(17)</sup>、司教も貨幣鑄造をしたのである。したがって王が鑄造すれば正貨であり、「贋金」(fausses monnaies) にはならないはずである。封建制から王の主権国家になると貨幣鑄造家は王の特権となり、王が「贋金」を作ることはありえない。そして貨幣を改鑄することによって財政を潤すこと、すなわち「貨幣の改鑄差益」も当然視されていたのである<sup>(18)</sup>。

したがってセセ司教の「贋金作り」発言はナンセンスではあるが、ローマ教会の伝統的貨幣観からは、貨幣の改鑄自体が「贋金作り」であった。

ローマ教会の伝統的貨幣観は第176代教皇イノケンティウス3世 (Innocent III, 1160-1216, 在位: 1198-1216) のアラゴン王宛て文書に見られる。教皇は貨幣は対応する一定量の貴金属を含有しなければ正貨ではないと書いている<sup>(19)</sup>。第180代教皇インノケンティウス4世 (Innocent IV, 1180/90-1254, 在位: 1243-1254) はこの教令に言及し「貨幣にはそもそも一定重量の金または銀が含まれるが、その後、金銀を少なくして、それにもかかわらずこれを同じ重量であるように使えば、貨幣が法定重量を欠くことになる……いったん鑄造した貨幣を減価するには、民衆の同意がなければならない」と説明している<sup>(20)</sup>。すなわち貨幣は天然の貴金属を素材とし、含有率と重量によって決定される内在価値 (valeur intrinsèque) を有し、「法定重量に足りなければ偽造貨幣」(defraudata moneta, legitimum pondus) なのである。一種の「貨幣金属主義」(métallisme, bullionisme) ということができる<sup>(21)</sup>。

フィリップ4世の貨幣改鑄に対する批判は長く支配的であったが、ドゥ・ソルシ教授の1876年の論文「フィリップ4世は『贋金作り』の名に値するか」

---

(16) Jean Domat, *Le droit public suite des lois civiles dans leur ordre naturel*, Tome II, 1702, p. 42.

- (17) 財務監察庁のバイイ監察官 (1780-1848) は 1830 年の著書『フランス王国財政史』で、本来は課税権や貨幣鑄造権は王の特権であったが、封建制の時代には封建領主がこれを篡奪し、教会や司教、さらに修道院もこれに倣ったとしている (Antoine Bailly, *Histoire financière de la France depuis l'origine de la monarchie jusqu'à la fin de 1786*, Tome 1er, 1830, p. 41)。19 世紀スイスの自由主義的経済学者シスモンディ (1773-1842) は「封建領主は貨幣鑄造権を主張して、シャルルマーニュ以来残っていた鑄造所を利用し、王の貨幣高権を篡奪した。ルイ9世の時代にも依然、約80の封建諸侯、聖職者がこの権利を行使した。彼らは鑄造に当たり六分の一を天引きし、領民が貨幣を偽変造しないように人頭税 (taille) を課しながら、領主が貨幣を改鑄した。さらに領主はその領主領の中ではその貨幣しか流通を認めなかった。この結果、村から村に移るたびに貨幣を交換し、その結果、損する羽目になった」と書いている (Jean Simonde de Sismondi, *Histoire des Français*, Tome VIII, 1826, p. 108)。歴史学者ド・ラ・シャヴァンヌ教授 (1820-1882) も「貨幣鑄造権は領主領に結びつき、領主が行使する高権の一つであった」としている (Cléophas Darest de la Chavanne, *Histoire de l'administration en France et des progrès du pouvoir royal*, Tome II, 1848, p. 143)。古銭学者デュードネ教授 (1868-1945) も「中世初期には、主権を部分的に有する領主が主権に属する貨幣高権を行使し、「商取引が純粹の地域的なものに留まる限り、領主の貨幣鑄造権の存在意義があった」としている (Adolphe Dieudonné, *L'ordonnance ou règlement de 1315 sur le monnayage des barons*. In: *Bibliothèque de l'école des chartes*. 1932, tome 93, pp. 5-54)。歴史学者学士院のバブロン会員 (1854-1924) は「貨幣鑄造権 (jus monetæ) は封建領主の利益、名誉、権威の証」であり、封建領主に加えて「教会や修道院さえも独自の鑄造所と貨幣を有し、各地に領地内だけで通用する貨幣が作られ、「こうした状況の結果、大規模・小規模を問わず、売買当事者双方は価値がよく分からない貨幣で取引しなければならず、商取引の障害となっていた」と書いている (Ernest Babelon, *La théorie féodale de la monnaie*, In: *Mémoires de l'Institut national de France*, Tome 38, première partie, 1909, pp. 279-348)。封建領主が分散統治した封建制の時代について、学士院のプル会員 (1861-1930) は「ほとんど貨幣鑄造権は国王高権性を失い、貨幣鑄造は公的制度ではなく、私的制度と化した」としている (Maurice Prou, *Catalogue des monnaies mérovingiennes de la Bibliothèque nationale*, 1892, Introd., p. xiv et suiv.)。
- (18) 現代アメリカの経済学者レイ教授 (1953-) は著書『現代貨幣理論』で「初期の貨幣は上納制度から発展したと思われる重量単位の派生物」であって「こうした徴税により貨幣が生じた」が、「歴史上、貴金属の価値上昇、安定貨幣の回復のための貨幣の減価は常識であった。貨幣を減価させて改鑄益金 (seigniorage) を得ることは主権者がよく行った」とし、ルイ9世をその例に挙げている (L. Randall Wray, *The Key to Full Employment and Price Stability*, 1998, pp. 51-52)。

以降、風向きが変わる。同教授は「贖金とは法定の金属含有量・重量 (le titre ou poids légal) を持たないものをいうが、この王の貨幣はこの定義のいずれも満たすものではなく」、「贖金」に当たるのは1308年1月18日の一回だけであり、全体としてこの王は「贖金作りではない」と結んでいる<sup>(22)</sup>。その後、

---

(19) デュピュイ教授によると教皇の回答の経緯は次の通りである。12世紀末、現在のスペインに当たるアラゴン王国 (Royaume d'Aragon) の王アルフォンソ2世 (Alfonso el Casto, 1157-1196, 在位: 1164-1196) はイスラム教徒 (Maures) の侵入に対抗して国土回復運動 (Reconquista) に努め、この軍事費調達のためハカ (Jaca) の貨幣鑄造所に改鑄を命じた。同王の死後に即位したその子ペドロ2世 (Pedro el Católico, 1174/6-1213, 在位: 1196-1213) も父王同様、資金調達に腐心し、いったん新税 (monetal) 導入を考えたが、民衆の抵抗に遭って断念し、父王と同様の貨幣の改鑄差益に頼ることにし、ペドロ2世は慎重を期して、事前に教皇イノケンティウス3世に前王の改鑄が適法であったか否か、是非を尋ねた。教皇は1198年に就任したばかりであったが、翌1199年4月に文書で回答した。教皇は「ベテン師と云うべき王の顧問らが、貴殿に、民衆の許可を得ないで、貴殿の尊父の貨幣 (注: 改鑄した貨幣) を当分の間、そのままにすることを誓約させたが、前王が逝去された当時、これは法定重量を満たしていなかったのである。この貨幣は劣化し、減価しており、これは民衆の間に重大な無秩序を生む」、「一定重量に戻して貨幣を鑄造し、偽造した貨幣を元に戻すように」と答えた。この回答は第178代教皇グレゴリウス9世 (1143?-1241, 在位: 1227-1241) の1235年教令 (Décrétale de Grégoire IX, le canon Quanto) に編集されている (Claude Dupuy, *Traité des monnaies; Nicolas Oresme et autres écrits monétaires du XIVe siècle (Bartolomeo de Sassoferrato, Jean Buridan)*, 1989, pp. 193-194 (traduction faite par Frédéric Chartrain) )。

(20) Claude Dupuy, *op. cit.* (note 19), pp. 195-196。

(21) イギリスの外交官歴史家イネス氏 (1864-1950) は1913年の論文で「古来、各地で、牛、鉄、塩、貝殻、乾鱈、煙草、砂糖、釘などの様々な多くの物品が、交換の媒介物として機能し」、「やがてとくに金・銀という貴金属がその内在的資質により他の物質よりも交換目的に相当とされて、貴金属が早くから交換の媒介物になった」という説明が自明とされるが、これは「ならぬ堅固な歴史的証拠に基づかず、誤り」であり、「支払手段としてのトークンには重量含有物が重要とはみなされなかった」と書き、貨幣金属主義を批判している (Alfred Mitchell-Innes, *What is money? The Banking Law Journal*, May 1913, pp. 377-408)。

(22) Félicien De Saulcy, *op. cit.* (note 6)。

カーン大学法制史担当ブリドレ教授（1873-1943）は14世紀の貨幣理論に関する著書で「貨幣改鑄権（le droit de muer）が誤解されているのはおかしなことである。これを唾棄すべき暴君の不当利得の手段で、法的根拠がないと批判されている」が、「王に貨幣鑄造権があれば、当然に改鑄権もあり、その操作で改鑄益金を得ることもできる」、「フィリップ4世を『贋金作り』と言うなら、すべての王や封建領主も同罪」で、「貨幣は君主の権限であるから、望むように操作することができる」と書いている<sup>(23)</sup>。ストラスブール大学のマルク・ブロク教授（1886-1944）も遺稿論文「フランス中世の貨幣改鑄」でフィリップ4世の改鑄が悪鑄であるとしても、また債権者（les créanciers）に損失を与えるとすればこれは「贋金」ではないとしている<sup>(24)</sup>。つまり主権者が鑄造すれば貨幣は正貨である。オリヴィエ＝マルタン教授（1879-1952）もフィリップ4世が「鑄貨中に含有されている貴金属の分量を、その名目価値は維持しながら、減ずるとの手段によって、利得を増大させることに努め」、『弱い貨幣』（monnaie faible）を作ったが、「偽造貨幣（fausse monnaie）ではない」と書いた<sup>(25)</sup>。

ただし改鑄による貨幣の増加政策の効果は、外国との貿易、金銭貸借がない場合には中立的であるが、貿易の代金決済、対外債務の支払いが増加すると、貨幣通貨の価値は貴金属含有量に依らざるを得ないから、貨幣金属主義が再生する。フィリップ4世の時代から2世紀後16世紀に入ると経済商業活動は活発化し、ジャン・ボダン（1529-1596）は著書『国家論』で国際貿易による国富の増強を主張し、当時の南米からの金銀の流入によってインフレが

---

(23) Émile Bridrey, *La théorie de la monnaie au 14e siècle. Nicole Oresme; étude d'histoire des doctrines et des économiques*, 1906, pp. 122, 123, 125.

(24) Marc Bloch, *Mutations monétaires dans l'ancienne France (seconde partie)*, In: *Annales. Economies, sociétés, civilisations*, 1953, no. 8-4, pp. 435, 447, 449.

(25) オリヴィエ＝マルタン（埴浩訳）『フランス法制史概説』（創文社、1986）869頁（Olivier-Martin, *Histoire du droit français des origines à la révolution*, 1948, p. 581）。

昂進したことに警鐘を鳴らし、貨幣価値を金属に求めた<sup>(26)</sup>。サマーズ教授が紙幣の増発の経済効果を「閉鎖経済」の場合に限るとしているのは、この意味では正当である<sup>(27)</sup>。

## 2 王の貨幣政策の背景

ではなぜこの王は貨幣を改鋳したのか。この疑問にフランスの経済紙ラ・トリビューンは「フィリップ4世はとにかく金」と簡潔に答えている。

フィリップ4世の野心は時代の経済と財政の現実に直面し、その後フランス君主政の財政史に付きまとう極端な方法をとらざるを得なかった。13世紀末、封建制は揺らぎ、アリストテレス思想が広がり、「公共の利益」(le bien commun)の思想が登場した。フィリップ4世にとって王とは「同輩中の首座」(Primus inter pares)ではなく、「公共の利益」(le bien commun)の保護者であり、貴族・富裕民以上の権力・権限を

---

(26) Jean Bodin, *Les six livres de la république*, 1577, p. 966. ボダンの貨幣論についてはプラン教授(1970-)の論文を参照した(Jérôme Blanc, *Les monnaies de la république: un retour sur les idées monétaires de Jean Bodin*, *Cahier d'économie politique*, 2006/1 (no. 5), pp. 165-189)。

(27) 18世紀前半に前掲のムロンは、貨幣価値は素材となる金属の種類、重量と品質に応じて決まるという金属主義に立ち、フィリップ4世は貨幣の本質を知らず、戦費調達のために貨幣鑄造権を利用したと批判した(Jean-François Melon, *op. cit.* (note 8))。一方、ムロンと同時代の経済学者・実務家デュト(1684-1741)は著書『財政経済論考』でフィリップ4世の貨幣政策に対するムロンの分析を取り上げ「(ムロンは)貨幣価値の減価によって混乱した第一の原因として『債務者を破滅させ、支払不能に陥らせ』たと書き、これは1306年10月1日の減価を指すが、フィリップ4世の王令は『債務は借入時点の正貨の価値で支払うこと』としており・・・債務者は借りた分を返せばよいから、びた一文(une obole)失ったわけではなく、債務者を破滅させても、支払不能にもしていない」と反論している(Nicolas Dutot, *Réflexions politiques sur les finances et le commerce*, Tome I, 1738, pp. 23-45, 109-131)。

持たねばならなかった。法学者を従え、家臣、外国主権者はおろか教皇も抗えない存在になろうとした。しかし統治機構の整備、相次ぐ戦闘、フランドルの占領、いずれも先立つものは金であった<sup>(28)</sup>。

### (1) 王領の拡大と財政支出

フィリップ4世が貨幣の改鋳を必要とした理由のひとつは「統治機構の整備」である。これは中世フランスが各地の封建領主による分裂状態から、王領への統合による統一国家の形成によるものである。

封建制の時代について、20世紀ベルギーの歴史学者ピレンヌ教授（1862-1935）は「(カロリング朝末期の) 9世紀末, 10世紀初めになると, 国家は空虚な形式に墮してしまう。各地方は封建領主の領土になり, 役人は大諸侯になった。国王は直轄する領土を有するが, それ以外では王国から封土 (fief) を授かった君主にすぎなかった。地方の主権は多数が並存し, ローマ帝国以来の従来の一元的支配にとって代わり」, 「民衆に統治と行政が及ぶのは封建領主領の中にとどまった。王国は広すぎ」, 「(カペ朝初代の) ユーグ・カペ (Hughes Capet, 938-996, 在位: 987-996) からフィリップ1世 (Philippe Ier, 1052-1108, 在位: 1060-1108) までのフランス王権はただ存続するだけで満足

---

(28) この記事はさらにフィリップ4世即位時の財政収入は年50万リーヴル、同王が1294年から97年まで展開した南部ギユイエンヌ（イングランドが占領）への出兵に毎年50万リーヴル要し、王は関税 (droit de douane)、財産税 (impôt sur la fortune) として100分の一税（これはさらに50分の一税に引上げ）、聖職者十分の一税 (décime) を新設し、上納金として1294年にユダヤ人から21万5千リーヴル、都市から63万リーヴルを徴収したが、「税収ではまだならず、王は貨幣鑄造権を活用し、貨幣を劣化させる方法を思いついた。中世では貨幣価値は複雑で計算貨幣 (livre tournois, livre paris) と含有量および重量に連動した。フィリップ4世は金貨など新貨幣を鑄造し、既存貨幣を劣化させた。これは王にとって僅かな資金で債務を払い、金属が不十分な時代に税収を得る方法であった」, 「1298年, 99年に王は120万リーヴルの収入を得たが, 1306年に銀貨 (le gros d'argent) は1266年の三分の一の価値に下落した」と書いている (La Tribune, Philippe le Bel, ou l'argent à tout prix, le 18 juillet 2010)。

し]、「フランスの王権は非常に控えめ」であったとしている<sup>(29)</sup>。ようやく12世紀後半になってからの第七代フィリップ2世(Philippe II, Philippe Auguste, 1165-1223, 在位:1180-1223)の時代から統一王国の復活を目指し、王領(domaine royale)の拡大に努めた。

王領が拡大すれば当然に経費が増加する。それまで限られた王領の司法、行政、立法、税務をするだけで、ブータリク教授(1829-1877)によれば「13世紀半ばまでは、中央権力はわずかな数の人間に委ねられていた」が、王領の拡大により「フィリップ4世は宮廷の各部署の機能を明確にしていった」と書いている<sup>(30)</sup>。

拡大する王領への対応の第一は司法行政機関の設置である。

パリ大学法制史担当のエスマン教授(1848-1913)は「国家を再統一するために封建領主の所領を王領に組み入れて、王が封建領主に代わっても封建制の一掃には十分ではなく」、「封建領主は同時に裁判官でもあり、封建領主は私利私欲から宣戦布告権、司法権、徴税権を行使し、住民は領主の臣民に過ぎず、封建領主が重要な財源を吸い取っていた」から、「王はフランスの全民衆を臣民とし、その主権者になるためには封建領主の権利を一掃する必要があった」としている<sup>(31)</sup>。王が拡大した王領に直接主権を行使することは不可能なので王は王領を管轄区(baillage, sénéchaussée)に分け、ここに国王代官(bailly, sénéchal)を置き、管轄区の巡回と司法・行政全般の権限を与え、その下に一定の管轄区での徴税等を担当するプレヴォ(prévôt)を置き、これを代官の監督下に置いた。すでに1190年の王フィリップ2世の文書(Testament du Roy)に「代官」(Baillis)と「プレヴォ」(Prevostez)の語が見える<sup>(32)</sup>。国

(29) アンリ・ピレンヌ(佐々木克己訳)『ヨーロッパの歴史』(創文社, 1991)118, 216頁(Henri Pirenne, *Histoire de l'Europe des invasions au XVIIe siècle*, 1936. pp.104, 193)。

(30) Edgard Boutaric, *op. cit.* (note 13), pp. 13, 14, 163, 169.

(31) Adhémair Esmein, *Cour élémentaire d'histoire du droit français, à l'usage des étudiants de première année*, 1898, pp. 311, 312.

王代官の下には書記（*greffier*），役吏（*huisier*），公証人（*notaire*）が置かれ、王領の拡大とはこうした司法行政機構を各地に整備することであった。

司法行政担当者を指名すれば、執務のための物質的施設も必要になる。

トゥールーズ大学カゼス助教授がトゥールーズの例を挙げている。ここは長く伯領（*comté de Toulouse*）であったが、1271年に王領に統合され、王に派遣された「国王代官（*Sénéchal*）の行政司法の必要性と王フィリップ3世のイベリア半島への野心のため、大規模な工事が始められ、まず当然に土地の買収から始まった。268メートルに渉る煉瓦造りの城壁で1600平米から9千平米に拡張された宮殿を覆い、東に果樹園、次いで兵士駐屯地を設け、住居、礼拝堂、武器庫、城砦の塔には下級裁判法廷および監獄を設けた。工事は1287年に終わった。深さ6メートルに達する堀が高さ12メートルの城壁を取り囲んだ」と紹介している<sup>(33)</sup>。

第二は戦費である。

カペ朝の王は、ローマ教皇の求めに応じて十字軍に遠征し<sup>(34)</sup>、また12世紀後半にはイングランド領となった南仏のギュイエンヌ・ガスコーニュ地方（*Guyenne et Gascogne*）<sup>(35)</sup>を回復することに努め、さらに北のフランドル<sup>(36)</sup>に対する宗主権の確保、加えて教皇マルティヌス4世（*Martin IV*, 1210/20-1285, 在位：1271-1285）がフィリップ3世に命じたアラゴン十字軍（*La*

---

(32) 第三次十字軍（1189-1192）に遠征する前の1190年、フィリップ2世は万一の場合に備え指示書（*testament*）を遺し、その第1条は「国王代官（*baillis*）は、王領内に（*dans les Seigneuries du Roy*）にプレヴォを通じて（*par Preyvstez*）、四人の知識人と二人の著名人を選び、その諮問ないし少なくとも二人の同意なく都市（*villes*）に関して判断をしてはならず、パリでは王が6人を指名する」と定め、臣民から王への上申を可能にした。

(33) *Quitterie Cazes, Toulouse au Moyen Âge : les pouvoirs dans la ville, éd., Patrick Boucheron et Jean-Philippe Genet, Marquer la ville, 2014, pp. 341-366.*

(34) カペ朝ではルイ7世（*Louis VII*, 1120-1180, 在位：1137-1280）が第二次（1147-1149）、フィリップ2世が第三次（1189-1192）、ルイ9世が第七次（1248-1254）、第八次（1270, 王太子フィリップを帯同）に遠征している。

Croisade d'Aragon)<sup>(37)</sup> など、王にとって戦費調達は大きな課題であった。とくに南仏のイングランド領地の回復はその後のカペ朝とヴァロア朝の重大な課

- 
- (35) ルイ7世は1137年にアキテーヌ公領(Le duché d'Aquitaine)の相続権を有するアリエノール(Aliénor d'Aquitaine, 1122-1204)と婚姻して、いったん婚資としてギユイエンヌ、ガスコーニュなどの領地を得たが、近親婚の疑いを理由に婚姻が1152年に取り消された。アンジュー伯のアンリ(Henri d'Anjou)は母マティルド(Mathilde l'Emperesse, 1102-1167)を通じて、イングランド王ヘンリ1世(Henri Ier, 1068-1135, 在位: 1106-1135, ノルマンディー公: 1106-1135)の孫にあたる。離婚したアリエノールは1154年にアンジュー伯アンリと婚姻し、アンリはイングランド王ヘンリ2世(Henry II, 1133-1189, イングランド王位: 1154-1189)に即位した。イングランド王のギユイエンヌ、ガスコーニュに対する理論上の権限はフランス王の家臣(vasals)としての権限であったが、ヘンリ2世はこれを無視し、領主として振る舞い、その後もこの地はフランス王にとってのどに刺さったとげになった。
- (36) イングランド王エドワード1世(Edward I, 1239-1307, 在位: 1272-1307)はギユイエンヌ地方をめぐるフランスとの対立で優位に立つため、息子エドワード(後のエドワード2世)をフランドル伯ギョ・ダンピエール(Guy de Dampierre, 1226-1305)の娘フィリピーヌ(Philippine de Flandre)と婚約させた。エドワード1世は1293年に同伯に援軍を求め、同伯は1297年1月7日に友好条約を結び、その翌月、フィリップ4世はフランドルに進軍した(Jean Bovesse, Documents inédits sur les relations entre la maison de Namur, la Flandre et l'Angleterre à la fin du XIIIe et au début du XIVe siècle. In: *Bulletin de la Commission royale d'histoire*, Académie royale de Belgique, Tome 122, 1957, pp. 279-322)。フィリップ4世はフランドル伯夫婦を捕え、敵との通謀を理由にルーブルの塔に幽閉し、同伯は娘フィリピーヌを身代わりに供し、フィリピーヌは1304年または1306年に獄死した。その後、フィリップ4世の娘イザベルがエドワード2世と婚姻した。
- (37) ルイ9世の末弟アンジュー伯シャルル(Charles d'Anjou, 1227-1285)はシシリア王を兼ねたが、シシリア島民はこの王に反旗を翻し(Vêpres siciliennes)、アラゴン王ペドロ3世(Pedro el Grande, 1239/40-1285, 在位: 1276-1285)を1282年にシシリア王として迎えた。ペドロ3世はフィリップ3世の義兄(妻イザベルの実兄)である。ペドロ3世の王妃は神聖ローマ帝国のホーエンシュタウフェン家のコンスタンス(Constance de Hohenstaufen, 1247/49-1302)、皇帝派(gibelin)の中心であり、教皇マルティヌス4世は同家を「蠅の家系」と忌み嫌って、ペドロ3世の即位を認めず、代わりにフィリップ3世とイザベルの三男ヴァロア伯シャルル(Charles de Valois, 1270-1325)(フィリップ4世の末弟)の共同統治とし、1284年にはフィリップ3世にアラゴン討伐の十字軍(Croisade d'Aragon)を命じ、フランスの軍隊がこの年に進軍した。

題となる<sup>(38)</sup>。

第三に司法行政機関のガバナンスの徹底のための費用もかかる。

この政策はとくにルイ9世から顕著になる。ルイ9世は第七次十字軍の遠征に発つ前1247年に王領各地に尋問官（enquêteurs）を派遣して、各地の民衆の不平・不満を調査させた<sup>(39)</sup>。ルイ9世は1254年に十字軍から帰国するが、その後も亡くなるまで継続して行われ、総勢数十人が北から南まで各地の出張して、市井の実態調査にあたった。これにも当然に費用が生じる。王ルイ9世は1254年12月に「風俗改革王令」（Ordonance pour la reformation des mœurs dans le Languedoc & le Languedoil）<sup>(40)</sup>を発して、王領各地に駐在する国王代官に行動規範・規律を示し、同時に民衆に流聖、賭博、高利貸しを禁じた<sup>(41)</sup>。ルイ9世は1256年にも「王国の公益のための王令」（Ordonance pour

---

(38) 1314年のフィリップ4世の没後、長男ルイ、次男フィリップが王位に就いたが、短命で、1322年に継いだ三男シャルルも1328年に亡くなり、王位継承者が不在という事態が生じた。長男ルイの子ジャン（Jean 1er, 1316年11月15日-19日）も誕生直後に亡くなり、後に「呪われた王たち」（les rois maudits）と言われる。フィリップ4世の娘イザベルは1308年にイングランド王エドワード2世に嫁し、その長子エドワード（Edward III, 1312-1377, 在位：1327-1377）は1327年にイングランド王に即位しており、イザベルを介してカペ朝最後の王シャルル4世の義理の甥にあたることを理由にフランスの王位を主張した。ここでサリカ法典に基づきフランス王家の相続から女系は排除されたため、フィリップ4世の末弟ヴァロア伯シャルルの子フィリップ（Philippe VI de Valois, 1293-1350, 在位：1328-1350）が即位し、ヴァロア朝が始まった。

(39) 調査の詳細は、Marie Dejoux, *Les enquêtes de Saint Louis, Gouverner et sauver son âme*, 2014を参照。

(40) Eusèbe Jacques de Laurière, *op. cit.* (note 4), pp. 65-75.

(41) 第七次十字軍（1248-1254）でルイ9世に同道し、後に王妃の命を受けて『聖ルイ年代記』を書いたジャン・ドゥ・ジョアンヴィル（1224-1317）（シャンパーニュの代官（sénéchal）を務めた）は帰国後、祖国が東方に比べ風俗が乱れていると実感したと書いている（Jean de Joinville, *Histoire de Saint Louis par Jehan Sire de Joinville*, éd en 1761）。シスモンディも遠征から戻ったルイ9世が「王であることは公務」であり、「臣民のために国内の秩序と安全と財産、臣民の財産と学識の発展に努めなければならない」と自覚したと書いている（Jean Simonde de Sismondi, *op. cit.* (note 17), pp. 11-18）。

l'utilité du Royaume) を出し、フィリップ4世も1302年に「改革効用王令」(Ordonance pour le bien, l'utilité & sa reformation du Royaume) を出している。王国内の治安の安寧のために、ルイ9世以降の王は領主の私戦権 (le droit de guerre privée) を禁じた。封建制下では領主領の主権者として他の主権者の武力の脅威があれば、これに武力で対抗することが当然であったが、ルイ9世は1245年10月「私戦禁止令」(Ordonance touchant les guerres privées) を発し、1257年、1259年にも繰り返し禁令を出した。フィリップ4世もこれに倣い、1296年末に私戦・私闘禁止令を、1302年に私闘禁止令を、さらに1303年1月9日にも私闘 (bataille privé), 決闘 (tournois) を禁じた<sup>(42)</sup>。王はすでに単なる一領主ではなく、国の君主として全体の治安と平和の保護者になったのである。

## (2) 対外交易の禁止

フィリップ4世の時代に王領は拡大したとはいえ、周辺のイングランド、フランドルとの間で敵対的な状況が続いており、敵に塩を送る愚を犯すことなく、対外交易は発達しなかった。12世紀前半にはすでにシャンパーニュに定期市が開かれてはいるが<sup>(43)</sup>、イングランド、フランドルの繊維産業が発展するのは14世紀後半からであり、フランス王国は外国に対しては依然として閉鎖経済を維持していた。フィリップ4世は1302年には「王国外への小麦、葡萄酒その他必需品の輸出禁止」を命じ、1303年7月28日はフランドル地方その他国外に金銀の輸出を禁じ<sup>(44)</sup>、1304年2月1日には全商品の輸出を禁

(42) Eusèbe Jacques de Laurière, *op. cit.* (note 4), pp. 77-81,86-93, 344, 354-368, 390.

(43) ブルクロ助教は、1139年にシャンパーニュ伯などが市 (foires) を設け、1141年にルイ7世がムランの聖堂に年4回の市の権利を認め、12世紀末にはシャンパーニュ定期市の文言が見え、12世紀初めからトロア、プロヴァンなどの定期市が定例化したことを述べている (Félix Bourquelot, *Études sur les foires de Champagne, sur la nature, l'étendue et les règles du commerce qui s'y faisait aux XIIe, XIIIe et XIVe siècles*, In: *Mémoires présentés par divers savants étrangers à l'Académie*, Année 1865, no. 5, pp. 1-335)。

じた。また1303年7月28日には金銀の国外へ輸出を禁じた<sup>(45)</sup>。王国はまだ一国経済の体制であり、自国の貨幣の外国における価値の評価を考慮するまでもなく、国内の経済事情だけを考慮して貨幣を鑄造し改鑄することが許されたのである。ただしフランスで商売をする外国人債権者にとっては、貨幣の増加によって損失が生じた。フィリップ4世と同時代のフィレンツェの銀行家・歴史家ヴィッラーニ（1276/80-1348）は著書『新年代記』に「フランスに財産を有したフィレンツェの商人はフィリップ4世の貨幣劣化政策により損をした」、戦費調達のために王が「贖金を作った」と書いたと言われているが<sup>(46)</sup>、これは外国の銀行家として債権回収の損失を取り上げたものと推測される。

### (3) 産業の発展と少額貨幣の不足

ボルドー大学のデュピユイ教授（1953- ）は封建制の時代にすでに人々の生活は貨幣経済化（la monétarisation du corps social）していたとしている。同教授はその背景として、封建制の時代には領主は領民を所有物扱いし、農業生産物を物納させ、さらに領地の一部を領主の「留保地」（le domaine retenu, la réserve）としてその耕作と収穫に領民を駆り出して、収穫物を収入とした。しかし天然物産を徴求するのではなく、農奴を解放して、自由民として経済活動をさせ、そこから徴税するほうが利益になると知り、「社会共同体は、領主という単一の主権者の前に自由で法的に平等なびとの共同体に再編された。この共同体はあらたに大学でローマ法が教育されるとここにその正統性を見出し、領主を取り巻く法学者は、公的負担と物の概念を定義し」、「領主

---

(44) Eusèbe Jacques de Laurière, *op. cit.* (note 4), p.379

(45) Eusèbe Jacques de Laurière, *ibidem*, pp. 351, 379.

(46) ヴィッラーニの記述は17世紀前半の造幣院のプラン顧問（生没年不詳）の『貨幣論』（Henri Poullain, *Traitez des monnoyes*, 1709, p. 375）とドゥ・ソルシ教授の論文（Félicien De Saulcy, *op. cit.* (note 3), p. 147）に見られる。

と領民との関係を相互に義務を負う関係として法的に整理した」とし、さらに「12世紀末からは、それまで領民は領主にして賦役の義務があったが、これが土地の拘束から解放されて、貨幣化され、天然物で取り立てられていた税が金銭 (numéraire) になった」としている<sup>(47)</sup>。

封建制が弱体化するとさらに経済活動自体が活発になる。ルイ9世はパリのプレヴォのエチエンヌ・ボワロー (Étienne Boileau, 1200/10-1270) に「職業団体総覧」(Établissement ou livre des métiers) の編纂を命じているが、これは農業生産ではなく、都市の居住者が行う軽工業が誕生していることを示している。この総覧は1260年にできているが、100以上の職業団体が挙げられ「それまで無政府状態で息切れ状態であった手工業をルイ9世は督励し、産業を奨励することに意を払った。王は一種の団体 (confrerie) として職業組合を設け、熟練工には若輩人の修養を委ねたのであり<sup>(48)</sup>、グータリク教授は「13世紀末には職業団体が増加し、1291年には衣装職人が独立団体を設け」、「織布製造業がとくに発展し、またパリの産業は豪華品で成長した。国は職業団体を単に監視するだけで、とくにそれが払うべき税使用料の支払いに注意した」とされている<sup>(49)</sup>。前述のデュピュイ教授は「13世紀初めの(封建制)社会は封建領主が領主領の君主として、その周囲に自由民によって構成される共同体」であったが、「14世紀に入ると、社会は利益共同体とはみなされることなく、一方に利益を得て富裕になった資産家と土地の所有者、他方に自らの労働で生活費を稼ぐ者の間の対立関係」が生じた、従来の社会共同体が解体されたとしている。「13世紀には、取引が基礎的な社会関係となり、民衆の共同体は、よりよい暮らし (bien-vivre) を求める交換、売買、取引の関係」

---

(47) Claude Dupuy, *De la monnaie publique à la monnaie privée au bas Moyen Age (XIIIe et XIVe siècles)*. In: *Genèses, Monnaies, valeurs et légitimité*, no 8, 1992, pp. 25-59.

(48) Antoine Bailly, *Histoire financière de la France depuis l'origine de la monarchie jusqu'à la fin de 1786*, Tome 1er, 1830, p. 60.

(49) Edgard Boutaric, *op. cit.* (note 13), pp. 347-352.

に転じ、「農産物の剰余物は市場に登場し、王が財政手段として税を要求する」ようになったとし<sup>(50)</sup>、封建制から王を中心とする政治体制への転換と民衆レベルの貨幣経済化が対応関係にあるとしている。

経済活動が活発化すれば、取引の決済には天然物ではなく、貨幣が必要になる。また封建制の時代には各地の封建領主が固有の貨幣を铸造し、これをその領域内で流通させていたが、封建領主領を王領に統合すると王は領主の貨幣は流通を禁じる。ある領主領で流通する貨幣と他の領主領の貨幣が異なれば、その間を移動する商人は移動のたびに両替しなければならず、両替のために交換率・相場を設けなければならなかった。これは両替商の儲け口になったが、国内の産業の発展には重大な阻害要因になり、王国の統一を目指す王権にとっては封建領主の貨幣は邪魔ものでしかなかった<sup>(51)</sup>。前述のマルタン会員は「(多種類の貨幣の存在は)民衆全体に損をもたらし、商業産業を破壊する慣行であり、ルイ9世はこれの是正を決意した」と書いている<sup>(52)</sup>。学士院のブルー会員 (Maurice Prou, 1861-1930) は「ほとんど貨幣铸造権は国王高権性を失い、貨幣铸造は公的制度ではなく、私的制度と化した」と書いている<sup>(53)</sup>。ルイ9世は1262年に「封建領主が铸造する場合、王の貨幣とは両面異なるものとする」、「封建領主の貨幣がない地域では1263年6月23日 (la

---

(50) Claude Dupuy, *op. cit.* (note 47), pp. 25-59.

(51) 17世紀にルイ14世に仕えたドゥ・ロモー顧問官は1657年の著書で国王高権として課税徴収権、貨幣铸造権、交戦権、報復権、死亡外国人の財産の没収権、新発見の貴金属の所有権を挙げ、「秩序ある国では貨幣铸造権者は主権者たる君主のみに許され、君主が貨幣に法定力を与える立法権を有し、立法権は君主のみ」にあり、「通貨偽造は大逆罪 (crime de lèze-Majesté) であり、犯罪者の財産の没収は王の権限である」として、貨幣の铸造を国王の専権であることを主張している (Pierre de l'Hommeau, *Maximes générales du droit français*, Tome I, 1657, p. 27)。

(52) Henri Martin, *Histoire de France depuis les temps plus reculés jusqu'en 1789*, Tome IV, nouvelle éd., 1839, pp. 559-560.

(53) Maurice Prou, *Catalogue des monnaies mérovingiennes de la Bibliothèque nationale*, 1892, Introd., p. xiv et suiv.。

festes de St Jean)以降、王の貨幣だけが流通する。特定の貨幣がある地域では王の貨幣以外は流通できない」という王令を発し、封建領主の鑄造権を制限し、1265年王令で「王の貨幣を偽造した貨幣は流通しない」(Les Monoyes contrefaites sur celle du Roy . . . n'auront plus cours)と定め、同じ年には、当時イングランドが南部ギュイエンヌを支配していたため、イングランドのスターリン(esterlins)貨幣が流通していたがこれも禁じた。フィリップ3世も1273年の貨幣王令で封建領主の貨幣の王領内での流通を禁じ、領主領内に限定し、フィリップ4世は1290年8月に金貨に王の肖像(effigie)を刻印させ、またルイ9世の政策をさらに強化し、1305年5月19日王令は封建領主の貨幣の鑄造業者に悪鑄を禁じ、1306年6月8日王令は外国鑄造金銀貨の流通を禁じ、1308年春にも繰り返した<sup>(54)</sup>。

ただし狭い共同体のなかであれば、その構成員の間で通用するトークンで支払えば事は足りる。リヨン政治学院のブラン教授はフランス中近世に少額貨幣が不足し、社会共同体のなかでは卑金属のトークン(méreaux)が使われたことを述べている<sup>(55)</sup>。しかし貨幣の不足は切実な問題でもあった。前述のルイ9世の1254年王令の第19項には「代官等は、王に対する債務でなければ、債務者を逮捕してはならない」と規定されていた。王に対する債務、税金は金納であるから、貨幣を調達しなければならない。フィリップ4世の1303年王令第52項は「王国の印璽のある書面で(債務者が債権者に)身体で返すと約束している限り(à moins qu'il ne se soit obligé par corps, par lettres passées sous le scel royal)(代官は返済しない債務者を)投獄することができる」と規定した。したがって税金だけでなく、民間の金銭消費貸借にも貨幣での返済が義務づけられたのである。仮に支払い能力があっても貨幣が不足し、支払いを

(54) Eusèbe Jacques de Laurière, *op. cit.* (note 4), pp. 30, 93-95, 297, 324, 325, 372, 429, 433, 441, 442, 443, 449.

(55) Jérôme Blanc, La complexité monétaire en France sous l' Ancien régime : étendue et modes de gestion. *De Pecunia*, 1994, VI (3), pp.81-111.

実行できなければ投獄されるおそれがあった。また1274年頃に編纂された「聖ルイ法令集」第1部の第29章は「馬馬を盗んだ者，人家に放火した者，教会財産を盗んだ者，贋金（fausse monoye）を使った者を絞首刑に処す（est pendables）」と規定し<sup>(56)</sup>，贋金を使うことも禁じられた。貨幣経済が進展し，納税，商取引が貨幣主体になると公的な貨幣を必要とし，フィリップ4世の貨幣の改鋳は臣民の深刻な需要に支えられていたのである。

### 3 フィリップ4世の資金調達

#### (1) 経常財政と特別財政

封建制はカペ朝の初期まで続くが，この時代では王も封建領主のひとりに過ぎず，「王も自活する」（le roi doit vivre du sien）という原則があった。王もその領地からの収入だけで費用を賄わなければならなかったのである。この領地収入を「経常財政」（finances ordinaires）という。具体的には領地内の道路，橋梁，渡舟場，河川，港，水路，海岸は領主の私物であるから，これを利用する領民から使用料（banalité）を徴収し，異国人やユダヤ人，ロンバルド人，婚外子には重税を課し，相続人がなければその財産を没収し，領地内の商人からは税金を徴し，領地のなかに留保地（le domaine retenu, la réserve）を有し，その耕作と収穫に領民を駆り出して，収穫物を収入とし，領民から婚姻税・相続税（le formariage de ses serfs et leur succession），財産譲渡税（un droit de relief ou rachat）を徴収した<sup>(57)</sup>。

しかし王の領地が拡大するにつれこの経常財政だけで，必要経費をまかなうことができなくなる。歴史学者デュボン＝フェリエ教授（1865-1956）は「13世紀末まで王領の収入では不足し，とくに戦時に甚だしかった。王国は拡大し，あらたな資金需要を満足させるため王は官吏を要した。従来からの王領

---

(56) Eusèbe Jacques de Laurière, *op. cit.* (note 4), p.288.

(57) Fustel de Coulanges, Les Impôts au moyen âge, In: *Revue des Deux Mondes*, Tome 25, 1878, pp. 693-696.

の經常収入 (recettes habituelles) に加え、あらたな税が必要」になり、「14世紀中ごろから王領の収入を『經常財政』, あらたな税収を『特別財政』 (finances extraordinaires) と呼ぶようになった」としている<sup>(58)</sup>。オリヴィエ=マルタン教授はまずは「王は、通常の一領主と同じく、彼の所領の収入で生活した」が、その後13世紀末から「課税、即ち、公共利益のための賦課 (charge d'intérêt public) という考え方」, 「戦時に王国及び諸聖堂の防衛のために懇請する援税 (aides)」が登場する。こうしたあらたな財政手段、「特別財政」 (finance extraordinaire) が現れたとしている<sup>(59)</sup>。

## (2) 聖職者課税

「特別財政」の主たる財源が聖職者に対する課税である。これが教皇ボンファス8世の怒りを招き、「贖金作り」の悪罵を惹き起こした原因である。これには教会財産に対する「負担償却」 (amortissement) と「聖職禄十分の一税」 (le décime) がある。

「負担償却」とは一種の財産譲渡課税である。封建制の時代には諸侯も民衆も魂の救済を教会に頼り、財産を寄進することになった。本来ローマ教会は靈的存在 (spiritual) であり、権限も靈的事項にとどまるが、現実には物的な (material) な財産を所有することになった。カペ朝王令集の編集者であるパリ高等法院のド・ロリエール弁護士 (1659-1728) は「メロヴィング朝、カロリング朝の時代には教会は自由に財産を得て、王はこの取得に異を唱えず、かえって保護した」が、「カロリング朝末期からカペ朝初期に (一般自然人について) 土地移転税 (les droits de mutatiom) を導入したものの、教会は (自

---

(58) Gustave Dupont-Ferrier, *Histoire et signification du mot « aides » dans les institutions financières de la France, spécialement aux XIVe et XVe siècles*. In: *Bibliothèque de l'école des chartes*. 1928, tome 89. pp. 53-69.

(59) オリヴィエ=マルタン (埴浩訳) 注 25, 861 頁 (Olivier-Martin, *op. cit.* (note 25), p. 574)。

然人と異なり）死すべき存在でなく、相続や譲渡が生じないので、教会がいったん財産を所有すると、（本来自然人の間での譲渡や相続であれば得られるはずの）譲渡税 (*droits de lods & ventes, de rachats, ou de reliefs*) の収入が入らない」という問題が生じていたと書いている。そこでフィリップ3世は1275年末に「負担償却王令」 (*Ordonance touchant les Amortissemens*) を発し<sup>(60)</sup>、後継者フィリップ4世も1291年末の王令で制度を踏襲した<sup>(61)</sup>。現代の財産譲渡税や不動産登録税に類似するが、実質的に王権が教会財産に手を伸ばすことで、国王がその主権に服する者に課税した<sup>(62)</sup>。

次は「聖職録十分の一税」という聖職者課税である。これは所有財産に対してではなく、フローの収入の十分の一の支払いを求めるものであった。フィリップ4世は聖職者にも課税したが、これはこの王が初めてではなく、すでに1147年にルイ7世が行っていた。十分の一税 (*le décime*) という呼称は、フィリップ2世の第三次十字軍出征時の「サラディン十分の一税」 (*le décimes Saladines*) に因む。この税は聖地回復の旗印の下で行われ、その際に教皇は限定的にこれを認め、13世紀には聖地回復のための十分の一税がよく行われ、第四次十字軍の成果に不満な教皇インノケンティウス3世 (*Innocent III*, 1160-1216, 在位:1198-1216) は第五次の準備のため1215年に聖職者に三年間、収入の二十分の一を奉納するように命じ、この税はルイ9世の第七次、第八次十字軍の出陣資金となり、1245年に教皇インノケンティウス4世 (*Innocent IV*, 1180/90-1254, 在位:1243-1254) はフランスの全教会に五年間、収入の十分の一の納付を命じた。従来、この税は聖地回復と異端撲滅を目的とした十

---

(60) Eusèbe Jacques de Laurière, *op. cit.* (note 4), p. 303.

(61) Eusèbe Jacques de Laurière, *ibidem*, Preface IX, X, p. 32.

(62) 歴史家カプフィグは「(王は) 教会が支払うべき上納金として負担償却の制度を導入した」が、教会側はその回避に必死であったとしている (Jean Baptiste Capéfigue, *Histoire de France au Moyen âge depuis Philippe Auguste jusqu'à la fin du règne de Louis XI*, Troisième éd., 1838, pp. 336-337)。

字軍の派遣費用に充てられ、フィリップ4世もまず1294年当時のアラゴン十字軍のために徴税し、これは教皇が命じたものであったから教皇ニコラウス4世(Nicholaus IV, 1227-1292, 在位:1288-1292)はこの徴税を認めた<sup>(63)</sup>。また王は1294年春「6千リーヴルの収入のない者は金銀の食器の所有を禁ずる。まずその三分の一を供出すること」を命じ、1302年8月に国内各地の代官に銀の食器を鑄造所に送るように命じ<sup>(64)</sup>、また1303年には各地の国王代官に金銀が国外持ち出しの監視を命じた<sup>(65)</sup>。これらの金銀の輸出禁令はローマ教会にとっては痛手であった。オリヴィエ＝マルタン教授は当時金銭的に価値のあるものは金銀だけであり、これを国外に持ち出せないことはローマの教皇にとってフランスから収入を得ることができないことを意味し、「甚だしく厳格な諸処置」であったとしている<sup>(66)</sup>。

こうしたフィリップ4世の金銀輸出禁令と聖職者十分の一税には教皇ボニファス8世が四件の教書(bulles)を発して「破門する」とまで脅して王に再考を求めた<sup>(67)</sup>。フィリップ4世は教皇教書に如何に対応すべきかを論じるため、1302年3月、三身分会議(les États généraux)を招集した<sup>(68)</sup>。王の近臣の法学者フロトは「教皇ボニファスから王フィリップへ。貴殿は世俗においても霊においても教皇に服するのである」と始まる教書を読み上げ、次いで、「神の恩寵を受ける王フィリップから教皇へ、余が世俗においてはいかなる者

(63) この税についてガニョル師(1850-1928)は「奢侈と豪奢を友とするフィリップ4世」は財政の手段にしたと批判している(Paul Gagnol, *Les décimes et les dons gratuits. In: Revue d'histoire de l'Église de France*, tome 2, n°10, 1911. p. 469)。

(64) 造幣院ドゥ・バザンゲン顧問(1711-1791)は即位から7年後の1292年の鑄造貨幣は5種類(le grand Royal, le petit Royal, le Royal dur, l'Agnelet, la Reine)であったとしている(Abot de Bazinthen, *Traité des monnoies, et de la jurisdiction de la cour des monnoies, en forme de dictionnaire*, Tome II, 1764, pp. 110-114)。

(65) Eusèbe Jacques de Laurière, *op. cit.* (note 4), p.372.

(66) オリヴィエ＝マルタン(稿浩訳)注25, 577頁(Olivier-Martin, *op. cit.* (note 25), p. 382)。

にも服さないことをご存じないとは愚の骨頂である」という王の返書を読み上げ<sup>(69)</sup>、この後1302年11月18日に教皇は第四の教書 (Unam sanctam) を送り、教皇の地位は王に優ると主張した<sup>(70)</sup>。文書合戦は武力衝突に発展し、前述のように1303年9月、教皇ボニファス8世は生地・避暑地のアナーニで捕らえられ、フランスで「異端」審問にかけられようとした。途中で地元民により教皇は解放されたが、この経験が災いし、1303年10月11日にローマで亡くなった。

(67) 最初の教書 (Clericis laicos) は1296年2月24日である。教皇は許可なく聖職者に課税すれば破門すると脅し、また金銀の輸出禁止に不満を述べたが、王は1298年、99年にも聖職者に課税したので、1301年に教皇は新任のパミエ司教セセを特使 (légal) として、フィリップ4世の王宮に派遣し、再考を促すよう命じた。このあとにセセ司教は捕縛された。教皇ボニファス8世は1301年12月4日にフィリップ4世に二通目の教書 (Salvator Mundi) で王の全権限の停止で威嚇し、翌日 (12月5日) 三通目の教書 (Ausculta Fili) を送りつけた。

(68) 歴史家で学士院のロクアン会員 (1833-1925) は「フィリップ4世隣席のもと、ノートルダム大聖堂で開催された三身分会議で、法学者フロトは『われわれはわが国の世俗権力において、教皇に服さなければならない、王冠は神のみではなく、教皇から授けられる』との書面を受け取った」、「次いでフロトはボニファスの行いへの不満を縷々述べ、王国の自由を守り、われわれの自由を救うために王はその財産、生命、子までも投げ出す用意がある、助けてほしいと言った」と書いている (Félix Rocquain de Courtemblay, Philippe le Bel et la bulle Auscultati fili. In: *Bibliothèque de l'école des chartes*. 1883, Tome 44, pp. 393-418)。ヘント大学のローラン教授 (1810-1887) は「14世紀初めフィリップ4世は三身分会議に第三身分を招集し、立憲君主制が始まった」としている (François Laurent, *Étude sur l'histoire de l'humanité*, Tome VII, La féodalité et l'église, deuxième éd., 1865, pp. 61-62, 123, 518)。ブライス教授は14世紀初頭のフィリップ4世と教皇との対立が近代国家の始まりとしている (James M. Blythe, *Ideal Government and the Mixed Constitution in the Middle Ages*, 1992, p. 139)。

(69) Charles Mullié, *Fastes de la France, Tableaux chronologiques, synchroniques et géographique de l'histoire de France depuis l'établissement des francs jusqu'à nos jours*, 1841, p. 104.

(70) Charles Jourdain, *Un ouvrage inédit de Gilles de Rome, précepteur de Philippe le Bel en faveur de la papauté*, 1858, p. 17.

### (3) 聖堂騎士団の財産没収

フィリップ4世はさらに「聖堂騎士団」(les Templiers)<sup>(71)</sup>の資産にも手を付けた。カペ朝の王は第一次十字軍に第4代フィリップ1世の実弟ユージュ(Hugues de Vermandois)が出征し、第二次十字軍には王ルイ7世が自ら出陣し、第三次十字軍にはフィリップ2世が遠征し、1214年3月には「十字軍王令」(Etablissement, ou Ordonance touchant les Croisez)を発して「十字軍に加わった都市富裕民または市民には初年度は割税を免除し、免除されないうちに遠征した者は軍備を解かない限り2年度に免除する」とし<sup>(72)</sup>、第七次十字軍と第八次十字軍にはルイ9世が出陣し、フィリップ3世も第八次十字軍に遠征したように、カペ朝の王は教皇の要請に応え決然と教会を支援し、一方、教会は、財源と精神的影響との面で王を援助し、フランス国王は「ローマ教会のお気に入り(fils préféré)」であり、聖地回復にきわめて熱心な王家であったが、フィリップ4世の時代に一転するのである。ディドロが編集した『百科全書』は騎士団が1312年にヨーロッパ各地に9千の修道院、領主領を有する富の象徴と化し、エルサレム総大司教(patriarche)の指導にも従わず、世俗権力からも超越して、驕り高ぶっていたことがフィリップ4世の目には醜悪に映ったと書いている<sup>(73)</sup>。

十字軍に向かう騎士は聖堂騎士団に祖国に遺した財産の管理を委託し、騎

(71) 聖堂騎士団は1119年に聖地の防衛と巡礼者の保護を目的に聖地でユグ・ド・パガネス(Hugues de Paganès)とジョフロア・ド・サントドマル(Geoffroi de Saint-Ademar)その他7人によって設立された。第一次十字軍(1096-1099)により聖地にエルサレム王国(Royaume de Jérusalem)が建国され、その王ボードワン2世(Baudouin II de Jérusalem)が騎士団にソロモンの神殿(temple de Salomon)に近くの館を貸与したので、聖堂騎士団と呼ばれるようになった。1187年にムスリム勢力が聖地を奪還すると騎士団の本拠はヨーロッパ各地に移り、騎士団は諸侯や庶民の奉納(libéralité)によって潤った。

(72) Eusèbe Jacques de Laurière, *op. cit.* (note 4), p. 32.

(73) Diderot, *L'Encyclopédie ou dictionnaire raisonné des sciences, des arts et des métiers*, première éd., Tome XXXIII, 1781, pp. 92-93.

士団は潤沢な資金を王家等への融資に活用した。ドゥリル博士は「中世の混乱期にも宗教組織の不可侵 (l'inviolabilité des édifices religieux) の原則はつねに守られた。これは深い普遍的な尊崇の対象で、とくに戦時には、民衆は盗難や掠奪から守るために貴重品を持ち込むのに必死だった。聖堂騎士団という大きな組織は優秀な技師によって建築され、騎士によって守られ、この点でうってつけであった」、フランス国王の財宝はパリの聖堂 (le Temple) に預けられ、聖堂騎士団は「財産保管」(dépôt), 「供託・信託」(séquestres et consignations), 融資・保証 (prêts, avances et caution) の機能を有する一種の金融機関 (opération financière) となっていたとし<sup>(74)</sup>, フィリップ4世自身も騎士団の資金にあてにしたから、王が騎士団の財産を没収し管理したことは「一種のクー・デタ」であった<sup>(75)</sup>。

#### 4 フィリップ4世の貨幣理論

##### (1) 臣民の同意

これらの財政手段を発動した上で、フィリップ4世は貨幣改鋳という手段をとったのである。上記の手段のほか、王は1302年末にフランドルとの戦闘

---

(74) ドゥリル博士は「聖堂騎士団の資産は、13世紀を通じて十字軍と聖地の資金需要に応える資金源として中核であり、管理した」と述べ、また1220年6月にパリの一市民 (Pierre Sarrasin) がスペイン・サンチャゴ・デ・コンポステラへの巡礼に先立ち、運用方法を指定して財産を聖堂騎士団に寄託したこと、1261年にイングランド国王が国内諸侯の反乱を懸念し、王の財産の退避先としてパリの騎士団に寄託したこと、ルイ9世の時代に法貨リーヴルの原器を聖堂騎士団の建物に置いたこと、教皇グレゴリウス9世の1234年4月10日の書面にサン・マルタン・デシャン修道院の財産が寄託されたことを挙げ、「聖堂騎士団には、13世紀、聖地回復の十字軍とさまざまな需要のための資金源が集中し、管理される金庫であった」としている。その第二の機能は供託・信託であり、依頼者の財産を指示通りに運用・管理する役目を負った。第三の機能が融資・保証 (prêts, avances et caution) であり、保管・受託資金等をその責任で運用した (Léopold Delisle, *Mémoire sur les opérations financières des Templiers*. In: *Mémoires de l'Institut national de France*, Tome 33, 2<sup>e</sup> partie, 1889. pp. 1-94)。

の費用の調達のために収税吏 (commis) に上納金を徴収し王の金庫に提出するように命じ、1303年5月29日には臣民全般に向けて同種の令を出し、この年1月20日はオルレ안의代官に対して軍事費調達のために上納金を命じている<sup>(76)</sup>。ルイ9世からフィリップ4世に至るこうした王国統治の変革は、権力側の意識の変化と同時に支配される臣民の意識の変化によるものである。12世紀末までの封建制の下では領民は領主との間に役吏を介した間接的な垂直関係しかなかったが、王領の拡大と行政司法機関の地方への拡充に伴い、臣民の間に国民としての一体感が醸成され、臣民間の水平的関係が現れ、また一部に限られたが、王との直接的な関係が形成された。

ブータリク教授は、「いくつかの都市のブルジョアは貨幣についての王令の起案に相談を受けた。1263年にルイ9世が封建領主の貨幣は王の貨幣とは異なる種類にせよと命じた王令の発布に先立ち、パリ、プロヴァン、オルレアン、

---

(75) フィリップ4世は1307年9月14日に聖堂騎士団員の逮捕を命じ、忠臣ノガレは各地の国王代官に命じて翌月10月13日に団員を聖堂騎士団員を偶像崇拜、洗職などを理由に捕らえさせた。そして国王はドミニコ派僧ギヨーム・ド・パリ (Guillaume de Paris, ?-1314) に異端審問 (inquisition) に倣った審問を命じた。これは事前には教皇クレメンス5世には伝えられておらず、その後教皇は騎士団改革という妥協案を出して解決を図ったが、フィリップ4世はこれに応じなかった。王は1308年3月、再び三身分会議を5月にトゥールで開催することとし、その後、1310年の公会議 (Concile provincial de Paris) で騎士団は断罪され、総長ド・モレー (Jacques de Molay, 1244/1249-1314) ら9人が焚刑に処せられることになった。1312年のヴィエンス公会議で騎士団の解消が決定された。なおフランス南西部には12世紀後半から、カタリ派 (アルビジョア派) が広まり、ローマ教会は1208年以降アルビジョア十字軍を派遣して異端の撲滅に努めていた。1301年アルビの町の代表は異端審問者 (inquisiteur, Foulques de Saint-Georges) の非道をフィリップ4世に直訴した。教皇ボニファス8世との対立が激化する時期、またパミエ司教セセの裁判が係属した時期であり、王は異端審問者を罰した (Jean-Barthélemy Hauréau (1812-1896), Bernard Délicieux et l'Inquisition albigeoise, histoire du XIV<sup>e</sup> siècle, in: *Revue des Deux Mondes*, 2e période, Tome 75, 1868, p. 825)。

(76) Eusèbe Jacques de Laurière, *op. cit.* (note 4), pp. 350, 373, 391.

サンスとラオンの町の臣民の同意を得たと述べている。さらに同教授はフィリップ4世による1302年4月10日のパリのノートル・ダム聖堂における第三身分会議があらたな社会の到来を象徴するとしている<sup>(77)</sup>。ブータリク教授は著書『第一回三身分会議』でフィリップ4世の時代に「12世紀には第三身分が覚醒」し、「フランスは自らの運命を自ら決めるという荘厳な時代を迎え」、当時「民衆レベルでも厳粛な時代を迎えており、運命を決するときであった。王は都市民と聖職者にも支えられ、封建制を圧迫し、従来の政治構造に変化が見られた。しかし新体制はまだ未整備で、国の将来はフィリップ4世の双肩にかかっていた。王国がその障害を乗り越え、絶対君主制に変わることができるか、イングランドのように貴族と民衆が王の顧問として席を得るか、公的判断にも参与するかどうかであった。フィリップ4世の力量とその姿勢は支配権限を王に集中させた。初めての三身分会議の招集の趣旨を王自身の判断、権力者の判断である。民衆の反乱におびえて譲歩したわけでもなく、財政的必要があったためでもなかった」のであり、「国の三身分をすべて招集することは歴史上画期的」なことで、「1303年にフィリップ4世が民衆の正当な要求に応え・・・铸造する貨幣の重量と質の決定について铸造者のほか多くの都市民を招いて会議を開いた。1309年には複数の都市に二、三の賢人（*deux ou trois prud'hommes*）の選定を命じ、ルイ9世時代の状態に貨幣を戻す相談をした。同じ目的で1314年には四十一の都市の富裕民を招集して、参加者の意見を聞いた」と書いている<sup>(78)</sup>。13世紀末、フランスの民としての意識が形成されていたのである。

こうした臣民の覚醒は都市ブルジョアの台頭による。生命身体の安全が保

---

(77) これはかつてメロヴィング朝の三月野会（*champs de mars*）、カロリング朝の五月野会（*champs de mai*）という王が貴族の戦士を招集した会議に倣ったものである（Édgard Boutaric, *op. cit.* (note 13), p. 19）。

(78) Édgard Boutaric, *Les premiers états généraux (1302-1314)*. In: *Bibliothèque de l'école des chartes*. 1860, tome 21. pp. 1-37.

障されれば生産活動、経済活動が始まる。商人や職人はパリなどの都市に定住し、富裕化して都市富裕民 (*bourgeois*) となった。こうした都市発展にルイ9世は1256年に「都市王令」(*Ordonance touchant les Mairies dans toutes les bonnes Villes du Royaume*) を発した。各市は責任者 (*maires*) を選び、この者が王の裁判所に出向き、都市の事案を判断し、都市の収入は自己管理することを定めた。こうした都市住民は封建領主の支配から脱したのである。さらにフィリップ4世も1287年に「都市王令」(*Ordonance touchant les Bourgeoisies*) を発している<sup>(79)</sup>。

## (2) 公共の利益の思想

主権者たる王と言えども独断専行や恣意的な行動が許されるわけではない。こうした行動をすれば、王は「暴君」(*tyran*) に墮し、主権の正統性が疑われることになる。ここで「共通の利益」「公共の財産」(*le bien public, le profit commun*) という考え方が支配する。

前述したようにイノケンティウス4世は、王による貨幣の改鋳を禁じながら、「いったん鋳造した貨幣を減価するには、民衆の同意がなければならない。その同意があれば行うことができる」、「王の務めは全員にかかわることであり、王国の多数の同意で充分である」とも述べている。民衆の多数の同意があれば悪鋳もよしとするが、これと共通する考え方がフィリップ4世の周辺に見られる。

ルイ9世の時代にジャン・ドゥ・ブラノ (*Jean de Blanot, 1230-1281*) は1250年頃にボローニャ大学でカノン法とローマ法を修め、教皇に対する王権の優位と臣民の利益を説いた<sup>(80)</sup>。またヴェルマンドアの国王代官やルイ9世

(79) Eusèbe Jacques de Laurière, *op. cit.* (note 4), pp. 82, 314-316.

(80) ドゥ・ブラノは1256年のユスティニアヌス法典法学提要の注釈書 (*Libellus super titulo Institutionum de actionibus*) に「世俗のことがらについて王国には王以上の権力者はない」と書いている。

の顧問を務めたピエール・ドゥ・フォンテヌ (Pierre de Fontaines, ? -1267) はオルレアン法学校でローマ法を学び, 1253年に『判例集成』(Traité de l'ancienne jurisprudence des françois)を出し, 王領の共通規範 (droit commun) の必要を説き, 同じくヴェルマンドアの代官を務めたボマノワール (Philippe de Beaumanoir, 1252/54-1296) は1283年に『ボヴェジ慣習法』(Les coutumes de Beauvaisis)を編纂し, 「国王代官は民衆 (commun pueple) の紛争を裁定する」, 裁定の基準として「王は『共通の利益』(le commun pourfit) のため法令を定める」と書いている<sup>(81)</sup>。

フィリップ4世には, ジル・ドゥ・ローマまたはアエギディウス・ロマヌス (Aegidius Colonna, Egidio Colonna, Gilles de Rome, Gile de Romme, 1247-1316)<sup>(82)</sup> という国王の統治の理想として「共通の利益」を説く人物の影響が強い。幼年期のフィリップ4世の教育係 (précepteur) を務めた人物である<sup>(83)</sup>。パリ大学でアリストテレスを継承し「共通利益」(le bien commun) を説いた聖トマス (Thomas d'Aquin, 1224/5-1274)<sup>(84)</sup> に十数年間教えを受けた。この思想がフィリップ4世に伝えられたと考えられる。ジルは家庭教師を辞した後, 王太子フィリップの求めに応じ1279年に『君主統治論』<sup>(85)</sup> を献呈し, 「正統な統治」(naturel gouvernierre) を説いた。本書は評判が高く1282年にラテン語からフランス語に翻訳出版され, その後も各国で翻訳され, 王侯貴族だけでなく広く都市ブルジョアにも流布した<sup>(86)</sup>。

ジルは, 自然状態の人間が当然に社会・共同体を構成することから個人の利益 (l'intérêt particulier) よりも一般の利益 (l'intérêts général) が優先することを理解し, ここで統治 (régime) が必要とされると説いている。統治形態として臣民の利益を守るうえで権限は集中すべきであり君主政が最良, とくに世襲制が理想であるとし, 王の徳とは「公共の利益」, 「公共の財産」を原理とした善政であり<sup>(87)</sup>, 私利私欲に走った暴君・暴政 (la tyrannie) を戒めて

---

(81) Amadé Salmon, Philippe de Beaumanoir, Coutume de Beauvaisis, Tome 1, 1899, pp. 29, 39.

いる。デュボア教授は王の務めは「民衆の共通の利益 (le bien commun du peuple) を図って力を獲得すること, つまり世俗財産を確保し, これを使い, 民衆に与えること」であり, 「人間には世俗財産が不可欠であり, アリストテレスが言うように, 王は『共通の利益』 (le bien et le profit commun) を確保すること, その従者は財産の確保に注意し, 取引を監督し, 度量衡を調べ, 価格を定めること」と解説している<sup>(88)</sup>。ジルが展開した善政と暴政の対比論の

---

(82) ジルは1258年に新設されたアウグスチノ隠修士会 (ordo eremitarum Sancti Augustini) に入り, 修道会の内規編纂のためにパリ大学に送られた。この修道会は1256年に教皇アレクサンデル4世 (Alexandre IV, 1199?-1261, 在位: 1254-1261) の教書 (Licet Ecclesiae) によって複数の修道会の合併により成立し, ジルは15歳のころパリに出た。スイス・フリブール大学のペレ博士は修道会がジルに留学を命じた理由を同会に神学者がなかったためと推測している (Noëlle-Laetitia Perret, *Les traductions française du De regimine principum de Gilles de Rome*, 2011, p. 6)。ジルは後1281年に神学修士 (bachelier de théologie), 1283年頃に博士となった。1277年3月7日, パリ司教兼パリ大学総長タンピエ (Étienne Tempier, ?-1279) はジルなどのパリ大学教授に譴責処分 (condamnation) を与えた。これはジルに見られるアリストテレス思想が原因であったとされている。その後, 1286年10月にパリ大学神学教授に復帰し, フィリップ4世の王位の即位時に大学を代表して祝辞を述べた。1292年にアウグスティヌス陰修士会の総長に選ばれ, 1295年に教皇ボニファス8世によりフランス中部のブルジュ大司教に任命された。デュピュイは「ボニファス8世はジルを枢機卿に指名することを望んだが, 王が認めなかった」と書いている (Pierre Dupuy, *Histoire de l'ordre militaire des Templiers*, Nouvelle éd, 1751, p. 433)。その代わりにパリに近いブルジュに赴任することになった。アルション師は「感謝の念から王はジルをブルジュ大司教に得た」とし (Abbé Louis Archon, *Histoire ecclésiastique de la chapelle des rois de France*, Tome II, 1711, p. 188), ジュルダン教授はこの任命は「旧知の恩師を手放したくなかったフィリップ4世が同意した」としている (Charles Jourdain, *Un ouvrage inédit de Gilles de Rome, précepteur de Philippe le Bel en faveur de la papauté*, 1858, p. 6)。1316年12月22日にジルは法王庁のあるアヴィニオンで死去。フィリップ4世と教皇ボニファス8世の対立の深刻化にジルの立場は微妙になった。上述の通り教会内部でボニファス8世の教皇選出に疑義が呈された1297ないし98年にジルはボニファス8世擁護論 (De renuntiatione papae) を書いている。ボニファス8世の1302年11月18日付けの教書 (Unam sanctam) もジルの起案とされる。

影響はフランスにとどまらず、14世紀イタリアのバルトロス (Bartole de

- 
- (83) フィリップ3世には長男ルイがいたが、1264年に早世したため、次男フィリップが王太子となり、ジルは1277年または1278年から1281年までその家庭教師を務めたとされているが、異論もある。歴史家法学者のデュピュイ (1582-1651) は「有力一族コロンナ家のジルはパリで博士となり、フィリップ4世の家庭教師を務め」と書き (Pierre Dupuy, *Histoire de l'ordre militaire des Templiers*, Nouvelle éd, 1751, p. 432), アルシオン師は「フィリップ3世は、学識と慈悲の心で王家に劣らぬコロンナ家の生まれのジル・ドゥ・ローマを教育係に選んだ」と書いている (Abbé Louis Archon, *Histoire ecclésiastique de la chapelle des rois de France*, Tome II, 1711, p. 187)。ジュルダン教授 (1817-1886) は「パリ大学での名声がフィリップ3世の耳に入り」、家庭教師に起用したとしている (Charles Jourdain, *Un ouvrage inédit de Gilles de Rome, précepteur de Philippe le Bel en faveur de la papauté*, 1858, p. 5)。一方、上智大学のリーゼンフーバー教授 (Klaus Riesenhuber, 1938 - ) はジルが1279年からイタリアで活動したこと、1281年からローマのアウグスティヌス陰修士会総会に出ていることを挙げて、王が王太子の教育を託したという説は信憑性が薄いとされている (K・リーゼンフーバー「アエギディウス・ロマヌスの社会・政治思想-『王制論』を中心として」上智大学中世思想研究所編『中世の社会思想』(創文社, 1996) 204頁)。フィリップ4世にはジルの強い影響があるように思える。なおブータリク教授の著書 (note 13) はジルに言及していない。なおデュピュイが言うようにジルの姓はコロンナ (Colonna) とされているが、イタリア有力一族であるコロンナ家はボニファス8世の教皇即位に反対し、一族の者は1294年頃フランスに亡命を余儀なくされた。この点も異論がある。
- (84) 聖トマスはドミニコ会士で、ルイ9世時代の1245年から1248年にパリ大学に学び、その後ケルンに移って同じドミニコ会士アルベルトゥス・マグヌス (Albert le Grand, 1200?-1280) に学び、1268年にパリ大学の教授に就任した。パリ大学で聖トマスは「当時再発見されたばかりのアリストテレスの『政治学』を講じ」ており、「ジルはアリストテレスをよく引用」したとされている (Bernard Guenée, *Le prince en sa cour. Des vertus aux usages* (Guillaume de Tyr, Gilles de Rome, Michel Pintoin), In: *Comptes rendus des séances de l'Académie des Inscriptions et Belles-Lettres*, 142<sup>e</sup> année, N. 3, 1998, p. 633)。
- (85) 本稿には『君主統治論』の中世仏語版 (Aegidius Romanus, *Li livres du gouvernement des rois*, éd. Molenaer, 1899, published in New York) を参照した。冒頭、著者は「聖なる王の家系に生まれた君主、フィリップ殿に」と書いている。『君主統治論』は中世に多く書かれた「君主鏡鑑」(miroirs aux princes) のひとつであり、グエネ教授 (1927-2010) は12世紀のギヨーム・ドゥ・チル、14世紀後半からのミシェル・バントワンの『君主鏡鑑』の例を挙げる (Bernard Guenée, *ibidem*)。

Sassoferrato, 1313-1356) にも見られ<sup>(89)</sup>, 善政と暴政の対比はその後長くフランスの統治論に取り上げられている<sup>(90)</sup>。

- 
- (86) 『君主統治論』はラテン語で書かれ、1282年にHenry de Gauchyが仏訳し、各国語版が広く流布した。三部構成で、第一章で君主が会得すべき自律・自制 (*gouvernier soi meismes*) を説き、次に家政論 (*gouvernier sa mesnie*) に及び、家族の延長として第三章で国家と都市の統治を論じている (*gouvernier son reame et ses citez*)。デュボア教授(1923-2012)はこの時代に「物質的富, 所有, 融資, 商取引, 商人, 交易, 価格と報酬の正当性, 貨幣, 貨幣の減価, 貨幣流通, 両替の理論化に関心が持たれた」としている (Henri Dubois, *Le pouvoir économique du prince*, In: *Actes des congrès de la Société des historiens médiévistes de l'enseignement supérieur public*, 23<sup>e</sup> congrès, Brest, 1992, pp. 229-246)。王国の統治には経済的物質的基盤が必要であった。
- (87) *le bien commun* は普通「共通善」と訳される (カノン法第1章「信徒の義務と権利」第223条1項, 稲垣良典「トマス・アクィナスの社会思想」上智大学中世思想研究所編『中世の社会思想』(創文社, 1996) 117-141頁を参照)。ジルは複数形の *les biens* に徳 (*vertu*) と世俗財産のふたつの意を挙げ、*les biens communs* には、第三章の統治論で「王の第一の役目はその臣民のために王国の公共財 (*les biens communs du reame*) を獲得」し、「公共財を保全すること」であり、「そのために正しい法と良き制度 (*loys droiturières et bons établissements*) を定める」と説いている (Aegidius Romanus, *Li livres du gouvernement des rois*, éd. Molenaer, 1899, published in New York, pp. 316, 317, 352)。ジルが本書を書いた13世紀末は聖トマの時代よりもいっそう貨幣経済化が進み、14世紀前半にはジルの影響のもとでジャン・ビューリダンとニコラ・オレムが貨幣論を展開している。オリヴィエ＝マルタン教授のフランス法制史で「王の職務と彼の活動手段」(*La fonction du roi et ses moyens d'action*) の一節 *Le roi représentant du bien commun* を鳩博士は「共通の利益を代表する王」、また *du bien commun de la chose publique, de l'utilité publique, du bien publique* を「公共の共通の利益, 公共の利益, 公けの利益」と訳されている (オリヴィエ＝マルタン (鳩浩訳) 注25, 498頁 (Olivier-Martin, *op. cit.* (note 25), p. 330)。したがって本稿では *le bien commun* を「公共の利益」、*les biens communs* を「公共の財産」と訳している。
- (88) Henri Dubois, *op. cit.* (note 86), pp. 229-246.
- (89) バルトロスは著書『市政論』(*Tractatus de Regimine civitatis*) で、「偉大な哲学者、神学教授のジルは『君主統治論』において統治のあり方をきわめて明確に論じた」と書き、またジル同様に善政・暴政論を遺している (Sylvain Parent, *Bartole de Sassoferrato*, 2019, pp. 41, 43, 77-80, 85, 89-91)。

デュボア教授は、こうした統治論が主張された背景として、13世紀から14世紀初めの社会経済の発展を背景にしてパリ大学の神学者が経済原理を発展させ、「主として財産所有の正統性，利付貸付，融資，商取引と商人，交換，適正な価格と報酬，価値の減価，貨幣の流通」を検討し，経済の発展に伴いあらたな経済人（un homo economicus）というものが登場したと述べ、「私有財産の法的存在というあらたな現実を前にして，スコラ学者は経済的制約（la contrainte économique）の概念を発展させ」，「私有財産には社会の構成員すべての基本的需要を支えるべき道徳的義務が附帯した。経済性の観点から，共同体財産よりも私有財産が優先されたが，経済性の観点から恣意的な価格の設定や給与の決定をしてはならない。交換の価格では売手側の欲求を防ぐべきで，交換における正義という配慮，すなわち正当価格（le juste prix）とい

---

(90) ボシュエ（1627-1704）は遺稿『聖書による政治倫理』第3編「王権の性格と権限」第2条4項で「王はその権限を解し，これを公共の利益（le bien public）のためにのみ行使する」，第5編第4条2項で「君主はその務めにおいて小利益（des petits intérêts）ではなく公共の利益（le bien public）を重視する」とし，第6編第1条4項で「君主自体が公共の利益（le bien public）として尊重されるべきである」と書いている（Jacques-Bénigne Bossuet, *Politique tirée des propres paroles de l'écriture sainte*, 1709, pp. 242, 251）。ボシュエと対立したフェヌロン大司教（François de Salignac de La Mothe-Fénelon, 1651-1715）も『王の義務に関する検討』の一節「善政の基本原則」（Principes fondamentaux d'un sage gouvernement）で「地上の全ての国民は神を同じくする一つの家族である。構成員を均しく統治する普遍の自然の法理（la loi naturel et universelle）によれば私的利益（l'intérêt particulier）よりも公共の利益（le bien public）が優先され」，「民衆への愛，公共の利益（le bien public）と社会一般の利益（l'intérêt général de la société）が君主の普遍原理（la loi immuable et universelle）であり，この原理がすべてに優先」すること，「暴君の虐政（despotisme）は人間共同体の権利を侵し」，「公共の利益（le bien public）を忘れた王は君主ではない」と書いている（François de Salignac de La Mothe-Fénelon, *Examen de conscience sur les devoirs de la royauté*, In: *Oeuvre de Fénelon*, Tome III, 1835, pp. 363, 364）。1775年に出版された『フランス公法格言集』も善政の王と暴君を対比し，善王は「公共の利益」（le bien public）を優先し，民衆のために統治し，暴君は私利私欲を優先し，私益のために統治すると書いている（Maxime du droit François, Tome I, seconde éd., 1775, p. 29）。

う考えが生じ]、「商業活動自体は道徳的とは言えないが、交換の必要性から正当化され、スコラ学者は商人の機能を豊富な場所から欠乏した場所へ財産を運ぶことであると説明し、余れば在庫し、欠乏するときに配分することは必要であるとした。商人の機能が正当化され、経費と労働の報酬を足すことを認められた。正当価格とは当事者が交換の有益性を認める原理であった」とし、さらに「貨幣」(monnaies)について「スコラ学者は貨幣の所有権(素材の希少性、運搬可能性、耐久性、変偽造対策の権威の印字)を認めた。鑄造に関する問題は、主権者の権限であり・・・、貨幣の鑄造によって共同体を損なうのも貨幣鑄造者である。王に貨幣の名目的な価値を変更する権利を認め、貨幣の素材、品質を変更し、質を低下させる権利は認められるが、節度をまもらなければならない(avec modération)。改鑄は絶対悪ではないが、私利を図って改鑄することは共同体の毀損するもので、これは暴君の行いである」としている<sup>(91)</sup>。

### (3) その後の貨幣理論

フランスの貨幣理論は、ジャン・ビュリダン(Jean Buridan, 1292/1295-1358/63)とその弟子ニコル・オレム(Nicole Oresme, 1323? - 1382)を祖とするが<sup>(92)</sup>、いずれもその活躍時期はフィリップ4世の没後であり、政策に影響を与えておらず、逆にその政策の反映が見られる。

ビュリダンは「貨幣の改鑄・悪鑄は適法か」という自問自答を遺し、そこにアリストテレスの四原因論(質量因、目的因、形相因、作用因)を適用して、

(91) Henri Dubois, *op. cit.* (note 86), pp. 229-246.

(92) プランツ教授(1856-1917)は「ビュリダンは貨幣価値は人間にとっての有用性で測られると述べている」とし、また「貨幣理論は14世紀からようやく発展した学問であり、・・・フィリップ4世の貨幣政策に実用的性格を与えるほど貨幣理論は発展していなかった」としている(Victor Brants, *Esquisse des théories économiques professées par les écrivains des XIIIe et XIVe siècles*, 1895, p. 181)。

さらに「貨幣の改鋳は二つの方法で可能」とし、「貨幣の改鋳はすべて共同体の名誉と利益のために行われるべきで、公共の利益（le bien commun）を無視して私益（le bien privé）を図るものは罪に値する」、*「貨幣の改鋳の権限は主権者のみに属する。貨幣鑄造を命じるのは主権者であり、鑄造権を有する者が改鋳権を有する」*、「私益（le bien privé）を図る場合には主権者がだれであれ国に害を与えるので改鋳は違法である」と述べている。

またオレムは、「貨幣は天然の富の交換手段であり、持ちやすく、扱いやすいものがよいので、金など貴金属が貨幣に使われるが、その産出量に限界があり、金の代りに銀や合金を使う必要」があるが、「必要がある場合にしか貨幣の合金を混ぜてはならない」とし、「貨幣を鑄造し、そこに自らの刻印を付すことは共同体によって支持された公的な主権者のみができる。貨幣は共同体の利益（le bien de la communauté）になるように設けられたからである。王以上に公的また偉大な権限を有する者はないから、鑄造権は共同体の名において王にあり、鑄造し、刻印することができる」、「主権者が流通貨幣上に刻印をしても、主権者は貨幣の所有者ではない。貨幣は天然の富を変換した物であり、その富の所有者に属し、貨幣を得るためにパンを売り、労働をした者に、つまりパン、労働がその者のものであったように、貨幣はこの者に帰属」し、「貨幣は共同体に、またこれを構成する者全体に帰属する。貨幣の改鋳はこの改鋳から利益（gain ou profit）を得ようとするなら単に王の権限だけで行ってはならない。共通の利益（l'intérêt commun）にかかわるからである」と述べている<sup>(93)</sup>。

オレムの理論について、デュボア教授は「ジャン・ピュリダンが初めて公共の利益（le bien public）と貨幣政策（la pratique monétaire）を結び付け」、「アリストテレスの政治に関する問題についてピュリダンは私益（le bien privé）に対して『公共の利益』（le bien commun）が優越することを主張し、貨幣の

---

(93) Claude Dupuy, *op. cit.* (note 19), pp. 15, 47-91, 129-152.

改鑄は『公共の利益』のためである場合にのみ合法であり、有徳な君主 (*le prince vertueux*) が重量と素材を改変する限り認められる」とし、さらに「ニコル・オレムは貨幣に『公共の利益、共同体利益』 (*le bien commun, ou bien de la communauté*) 概念を当て、その貨幣理論は師ビュリダンより精緻で政治的で、オレムは交換手段 (*instrument de l'échange*) である貨幣は共同体にとって有益であり、結果的に君主は共同体の名において、共同体の利益のために貨幣政策をとるべきであるとし、君主の鑄造権の限界をここに求めた。アリストテレスは君主が貨幣の所有者でも、主人でもないから、共同体に有益な場合にしか改鑄することができず、それ以外の改鑄はすべて不正であって、君主が改鑄によって利益を得るなら違法不正であることを理論化」したとし、「君主は共同体が必要な場合には貨幣を改鑄することができ、改鑄権は共同体が君主に委任するものであって、君主は共同体の受任者 (*le délégué de la communauté*) であるとした」としている<sup>(94)</sup>。

#### (4) フィリップ4世の貨幣理論の限界

フィリップ4世の貨幣政策は、外国との取引が禁じられた閉鎖経済でのみ可能である。

このことは王の近臣の法学者から指摘されていた。ピエール・デュボア (*Pierre Dubois, 1250/55-1320/21*) はパリ大学で聖トマスからアリストテレス理論を学び、法学を修め、ノルマンディーで弁護士となり、史上初の三身分会議に代表として参加し、フィリップ4世の近くで具申した学者官僚である<sup>(95)</sup>。デュボアの指摘は、セセ司教のような貨幣金属観への復古ではなく、貨幣改鑄による物価高騰を懸念したものである。ブータリク教授はデュボアが遺し

(94) Henri Dubois, *op. cit.* (note 86), pp. 229-246.

(95) Édgard Boutaric, *op. cit.* (note 13), pp. 118-119. デュボアについては Ernest Renan, *Un Publiciste de Philippe le Bel*, in: *Revue des Deux Mondes*, Tome 91, 1871, pp. 620-646 et Tome 92, 1871, pp. 87-115 が詳しい。

た記録から「陛下の民は戦乱によって被害をこうむり、またもう一つの被害に耐え、これからも耐え続ける。陛下の銀貨は以前2デニエであったが、いままでは1デニエに目減りし、貴族にとってもだれにとってもこれは同じである。以前は国内で取引をしていた者もいまは陛下の貨幣を輸出している。陛下の貨幣の買手が増えたので価値が上がり、国内の飲食料・衣料などの生活必需品の値段が2倍になった。いまフランスに外国産品を持ち込む者は、わが国に正貨 (numéraire) がないと言って物産を持ち出している。外国人にとっては悪铸されたものは貨幣ではなく、フランスには金銀の貨幣がない」、「封建領主、徴税人と鑄造業者を除けば、王国のすべての民が被害者である。王国の民を襲うこの大損害をいかに補えばよいのか」という個所を引いている<sup>(96)</sup>。これは一国の貨幣の流通が国内だけにとどまらず、国際支払・決済の場に登場すると、貨幣が売買対象となり、貨幣価値が下落して、国内にインフレーションを引き起こすと警告したのである。

通貨の国際取引が行われ、金本位制が成立するのは19世紀末のことである。国際貿易が限られ、国内のマネー・ストックに占める国際支払の割合が僅少であれば、貨幣の鑄造・改鑄は国内の経済の事情に応じて行えばよいが、国際的な代金決済を要する場合、市場で自国通貨に交換する必要が生じ、外国の貨幣は一種の商品となるので、貨幣の流通量を経済の需要以上に増やせば、インフレが生じる。

貨幣の本質については20世紀に入っても議論がある。イギリスの金融法学者マン弁護士 (Frederick Alexander Mann, 1907-1991) は1938年の『貨幣の法理論』で前述のイギリス首相ピール卿の講演に見られる貨幣金属主義は破綻しており、「貨幣を国家制度とする理論は、歴史上国家が常に採用し、また現代の国家機構制度が普遍的に採用する通貨独占 (monopoky over currency) の主権の結果である」としている<sup>(97)</sup>。アメリカの経済学者ラーナー (Abba

---

(96) Edgard Boutaric, *ibidem*, pp. 325-327.

(97) Frederick Alexander Mann, *The Legal Aspect of Money*, Third Ed., 1971.

Lerner, 1903-1982) は1947年の論文「貨幣は国家の産物」で、貨幣金属主義を一種のフェティシズムと断じ、「現代の国家はなんであれ、一般に受容されれば貨幣とすることができ、貨幣価値は金属とは無関係」で、貨幣を国家の主権の範疇であるとしている<sup>(98)</sup>。

### さいごに

わが国でも徳川時代に貨幣の改鑄が行われた例がある。わが国では1602年に家康が全国に流通する統一貨幣制度を樹立している。その後、元禄年間に貨幣が改鑄されたことを宮本又郎教授(1943-)と鹿野嘉昭教授(1954-)の共著論文が教えている。それまで社会的には「貨幣価値は金銀などの素材価値により裏付けていなければならぬとする金属主義が支配的」であったが、勘定奉行萩原重秀は元禄8年(1695年)に貨幣改鑄を行い、その結果として「1695-1710年の間のマネー・サプライの増加が85%であったのに対し、米価の上昇率は15%」にとどまり、「改鑄はさほどの物価上昇を伴わず、実質所得を上昇させる効果」を実現し、「当時の経済には、通貨不足から来る有効需要不足、つまりデフレ・ギャップがあった」ので、「貨幣改鑄という手段で鑄造する貨幣の名目総額を変えることによって、实体经济をコントロール」する結果になったと分析され、萩原重秀がとった改鑄策は当時としてはきわめて斬新な発想の貨幣名目主義であったと評価している<sup>(99)</sup>。

またフランスではボダンが16世紀末に貴金属の流入によるインフレーションについて警鐘を鳴らしたが、わが国では開国後の明治初年に内外の金銀比

---

(98) Abba P. Lerner, Money as a Creature of the State, In: *The Merican Economic review*, Vol. 37, no. 2, 1947, pp. 312-317.

(99) 宮本又郎・鹿野嘉昭「徳川幣制の成立と東アジア国際関係」国民経済雑誌 179巻(1999)3号, 1-20頁。ただし、藤田教授はこの貨幣改鑄は萩原の一存ではなく「コノ改鑄ノ策ハ、既ニ約30年間ノ懸案」であって「金座ノ者共、銀座ノ者共ト、相謀リ兼ネテ巧ミシ事」としている(藤田元春「元禄年間貨幣改鑄ノ由來」経済論叢, 6巻6号(1918)883-888頁)。

価値の違いによって重大な国際問題が現に生じた。石井孝教授（1909-1997）は「国際市場から離脱した封建支配下のわが国は、貨幣に世界貨幣としての機能を必要としなかったがゆえに、世界の他の部分とはいちじるしく異なる特殊の・封鎖的な貨幣制度を形成」と書かれている<sup>(100)</sup>。小野一一郎教授（1925-1996）は貨幣には「貿易通貨・国際的通貨・世界通貨」という役割を担う貨幣と「国家」の枠内でのみ流通する貨幣があり、わが国では長く「国家」の枠内で貨幣が流通していたが、幕末期から明治初年にかけて開国によって突然大量のメキシコ銀貨が流入し、これが国内に甚大なインフレーション、自国通貨の価値下落の結果を惹き起こしたことを説明している<sup>(101)</sup>。

フランス中世でもわが国近世でも国家の経済が一国内で完結し、外国交易がなければ、国際的な支払・決済がなく、貨幣の発行量の操作によって加熱した景気を抑制し、沈滞した景気を活性化することができる。しかし貨幣が国際支配・決済の手段となり、自国の関与しないところでその価値が決定されれば、貨幣流通量を一国の都合では操作できない。

このことを13世紀末、フィリップ4世は知っていたことになる。

さいごに19世紀の思想史家ルナン（1823-1892）が描いたフィリップ4世の治世を掲げる。

フィリップ4世の治世はフランス史上もっとも異彩に富む。これほど独創的で断固とした革命的な統治はそれまで見られなかったものである。中世社会の原理からはっきり断絶され、ルイ9世の孫であるこの

---

(100) 澤田章『明治財政の基礎的研究』（宝文館、1934）288, 289頁。フィリップ4世は繰り返し主要製品の国外輸出禁令を出しており、その貨幣の国際的価値は念頭もなく、もっぱら国内の経済の振興という「公共の利益」からマネー・ストックを増加させたと考えることができる。

(101) 小野一一郎「日本におけるメキシコドルの流入とその功罪」経済論叢（1958）81巻4号240頁、81巻5号295, 296頁。

王は過去の遺構の上に革新的な国家概念、主権者の絶対権力、そして政治の非情性の原理を立てた。仮に、世俗の権力に信仰への帰依と教会に対する監督の機能が付与されることをプロテスタンティズムというとすれば、この王が行ったことは一種のプロテスタンティズムである。しかしこの王の統治ほどこれまで知られていないものはない。この異能の王の統治は強力であったが、いまま歴史家には謎が残っている<sup>(102)</sup>。

---

(102) Ernest Renan, Un ministre du Roi Philippe le Bel, Guillaume de Nogaret (1)-I. L'attentat d'Angagni, In: *Revue des deux mondes*, 2e période, Tome 98, no. 2, 1872, p. 328.